令和元年第4回定例会

一宮町議会会議録

令和元年12月6日 開会

令和元年12月6日 閉会

一宮町議会

令和元年第4回一宮町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月6日)

出席議員								
欠席議員								
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名1								
職務のため出席した事務局職員								
議事日程								
開会の宣告								
開議の宣告								
議会運営委員会委員長の報告3								
議事日程の報告								
会議録署名議員の指名4								
会期の決定4								
諸般の報告4								
町長の行政報告4								
一般質問								
川 城 茂 樹 君12								
小 関 義 明 君17								
小 林 正 満 君23								
志 田 延 子 君33								
藤 乗 一 由 君37								
大 橋 照 雄 君								
内 山 邦 俊 君68								
袴 田 忍 君·······71								
鵜 沢 一 男 君···················78								
鵜野澤 一 夫 君83								
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決88								
認定第1号~認定第5号の上程、説明、討論、採決90								
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決96								

議案第2号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	101
議案第3号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	102
議案第4号の上程、	説明、	質疑、	討論、	採決	110
同意案第1号の上程	、説明	人採決	Ļ		111
閉会の宣告					112
署名議員					113

第4回定例町議会(第1号)

12月6日 (金)

令和元年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和元年12月6日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	Ш	城	茂	樹	2番	内	山	邦	俊
3番	小	関	義	明	4番	大	橋	照	雄
5番	小	林	正	満	6番	鵜	沢	清	永
7番	鵜	沢	<u> </u>	男	8番	藤	乗	_	由
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳
11番	志	田	延	子	12番	森		佐	衛
13番	鵜 野	澤	_	夫	14番	小	安	博	之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町 :	長 馬	淵	昌	也	副	町	長	JII	島	敏	文
会計管理	者	柳		薫	教	育	長	藍	野	和	郎
総務課	長 塩	田		健	秘書	広報護	果長	鶴	岡	治	美
企画課:	長 渡	邉	高	明	税	務 課	長	秦		和	範
住民課:	長 鎗	田	浩	司	福祉	健康護	果長	森		常	麿
都市環境課式	長 土	屋		勉	産業	観光調	果長	田	中	_	郎
オリンピッ?推 進 課・	ク 長 高	田		亮	子 育 課	で支	接 長	中	Щ	栄	子
教育課	長 峰	島	勝	彦							

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長 諸岡 昇 書 記 関谷智香子

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 諸般の報告

日程第四 町長の行政報告

日程第五 一般質問

日程第六	承認第	1号	令和元年度一宮町一般会計補正予算(第5次)の専決処分に
			つき承認を求めることについて
日程第七	認定第	1号	平成30年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第八	認定第	2号	平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
			認定について
日程第九	認定第	3号	平成30年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
			いて
日程第十	認定第	4号	平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
			定について
日程第十一	認定第	5号	平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
			認定について
日程第十二	議案第	1号	一宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の
			制定について
日程第十三	議案第	2号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に
			伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第十四	議案第	3号	令和元年度一宮町一般会計補正予算(第6次)議定について
日程第十五	議案第	4号	令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2
			次)議定について
日程第十六	同意案第	1号	固定資産評価審査委員の選任につき同意を求めることについ
			て

開会 午前 9時02分

◎開会の宣告

○議長(小安博之君) 皆さん、おはようございます。

年末の大変お忙しい中、早朝よりご参集賜り、まことにご苦労さまでございます。

日増しに寒さが厳しくなってまいりましたので、皆さん、健康には十分注意してください。 また、台風15号、19号、21号の強風や大雨により被災されました町民の皆様には、心からお 見舞い申し上げます。

ただいまから令和元年第4回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長(小安博之君) ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達しております ので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長(小安博之君) 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の 申し出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長(森 佐衛君) 会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告を初めとして、専決処分の承認1件、閉会中の継続審査でありました決算認定の報告のほか、条例の制定2件、一般会計及び特別会計合わせて2件の補正予算、その他、人事案件が1件であります。

また、一般質問は10名の議員から提出されております。

以上を勘案いたしまして、会期については本日の1日としたいと思います。

以上で、議会運営委員会からの報告といたします。終わります。

○議長(小安博之君) どうもご苦労さまでございました。

◎議事日程の報告

○議長(小安博之君) 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(小安博之君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

10番、吉野繁徳君、11番、志田延子君、以上、両名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長(小安博之君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長(小安博之君) 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例 会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合議会議員から議会定例会概要報告書の提出が ありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長(小安博之君) 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申し出がありましたので、これ を許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和元年第4回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方

におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。 まず、総務課所管の業務からご報告を申し上げます。

初めに、防災の関係です。

9月8日から9日にかけて、千葉県を通過した台風第15号による暴風の住家被害は、今後の住民生活の継続に支障を及ぼす甚大な被害をもたらしました。また、10月12日の関東・東北地方を襲った台風第19号及び25日の大雨の影響による河川の氾濫や土砂崩れにより、多くの尊い命が失われるとともに、多数の住家が床上・床下浸水に見舞われるなどの被害が発生いたしました。

これらの台風や大雨により、河川、道路、農地、農林水産施設等に甚大な被害が発生し、 農林水産業などに深刻な影響を及ぼしています。町では台風15号接近に伴い、午後4時に中 央公民館を自主避難所として開設、注意配備体制とし、総務課防災担当、都市環境課、産業 観光課職員が待機しました。暴風による避難者は最大時2世帯3人でした。また、停電によ る避難者は最大時11世帯、17人でした。

また、台風19号では、12日の午前9時45分に避難勧告を発令し、午後1時に災害対策本部を設置し、午後1時に中央公民館及びGSSセンターを避難所として開設、12日の午前10時30分に一宮小学校、午後3時30分に東浪見小学校を避難所として開設いたしました。避難者は最大時280世帯、623人でした。

10月25日の大雨では、午後12時40分、避難勧告を発令しました。午後1時には、中央公民館、GSSセンター及び東浪見小学校を避難所として開設しました。避難者は最大時56世帯、95人でした。早期に避難所を開設したため、人的被害はありませんでした。

また、暴風による住家の被害は、11月25日現在、一部損壊が129件、非住家の被害件数は81件でした。今後も台風などの災害に備え、情報収集をし、防災・減災に努めてまいります。次に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が、令和2年4月に施行されることに伴い、今まで行政需要の多様化等に対応し、さまざまな法的根拠で任用されてきた非常勤職員等の雇用方法などを、全国的に統一した制度として任用を明確化し、会計年度任用職員としての勤務条件などを規定するために、今議会に条例制定1件、関連条例の一部改正を1件上程いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、企画課所管の業務についてでございます。

まず、加納久宜公没後100年記念式典が11月3日文化の日、振武館で開催され、当日は麻 生副総理を初め、加納家のご親族、各界、一般参加者を含め、総勢116人のご出席をいただ き、盛会裏に終えることができました。なお、式典でお披露目しました記念石碑は、12月中 に加納久宜公のお墓脇に建立いたします。

次に、オリンピック公認プログラムに認定された第8回一宮海岸クリーンアップウォーキング大会が11月24日に開催され、親子での参加を含め、総勢93人がウォーキングをしながらごみ拾いを行い、事故なく無事にイベントを終わらせることができました。また、クリーンアップウォーキングに合わせ、一般社団法人日本インバウンド連合会と共催で、東京五輪後も一宮町、外房地域が持続的に発展していくためのトークショーをホテル一宮シーサイドオーツカで開催したところ、54人の参加がありました。

続きまして、オリンピック推進課所管の業務についてでございます。

東京2020オリンピック競技大会の関係ですが、まず、都市ボランティアの関係についてご 報告申し上げます。

11月9日、10日、12日に一宮エリアの都市ボランティアを対象に、共通研修を行いました。 今後の予定といたしましては、今年度中に採用通知を発送し、来年度はエリア別研修やリー ダー研修を行い、本番に備えます。

続きまして、パラリンピック聖火リレーに関しまして、11月22日に千葉県が県内実施概要を発表いたしました。令和2年8月13日から25日まで実施され、県内では8月19日に採火・集火式、聖火リレーなどの聖火フェスティバルが行われます。19日当日は、県内全ての市町村がそれぞれ独自の方法で火をおこし、それらを市原市内で一つに集め千葉県の火とし、パラリンピックの競技が開催される千葉市内で聖火リレーを行った後、開催都市である東京都へ聖火を送り出します。当町での採火につきましては現在企画検討中であり、来年度詳細が決まり次第、町民の皆様へご報告いたします。

今後の主な活動といたしましては、12月15日に第2回東京2020オリンピック競技大会サーフィン競技に関する説明会を中央公民館で行います。サーフィン競技関係の各種準備や、会場の工事状況などについてご説明いたします。多くの町民の皆様のご参加をお待ちしております。

東京2020組織委員会による大会準備も着々と進み、当町といたしましても、大会成功に向け、引き続き準備に邁進してまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてでございます。

初めに、予防接種事業の関係です。

今議会の補正予算において、0歳児を対象とするロタウイルスワクチンの接種費用につい

て、一部助成事業を新たに計上いたしました。このウイルスは急性胃腸炎を引き起こし、例 年3月から5月にかけて流行するものです。特に、乳幼児には激しい症状が出ることが多い とされ、ごくまれに最悪のケースに至る場合もあることから、任意の予防接種では接種率が 高い状況にありますが、費用が高額であるため、これまでも公費助成を求める声がありまし た。

そうした中、今年の3月には町内の幼児に入院を伴う重症化事例が発生するなどしたため、 年明けの流行期を踏まえ、予防接種を積極的に受けることができる環境を整えるとともに、 子育て家庭への経済的な支援策として、今回事業化を計画したものです。よろしくご審議く ださるようお願いいたします。

次に、介護保険事業の関係です。

送迎つきで開催している介護予防教室、通所型サービスAでありますが、この10月からホテル一宮シーサイドオーツカのフィットネスジムを新たな会場に加え、7人の参加者のもと開催しております。今後とも積極的に介護予防事業を展開するなど、適正な介護給付に努めてまいります。

続きまして、子育て支援課の所管の業務についてであります。

まず、子育て支援課、保育所関係であります。

町内保育所、認定こども園の令和2年度入所・入園申込受付を11月25日で終了いたしました。その申し込み状況について、在園児数を含めご報告申し上げます。

今回、いちのみや保育所の施設整備により、町内全体の定員数を410人見込みましたところ、420人の申し込みがありました。この人数は途中入所の希望も含めた人数で、この後、家族状況や就労状況等により入所調整を行い、1月下旬に申込者に結果を通知する予定です。

また、いちのみや保育所の増築工事につきましては、8月に着工し、来年3月完成予定となっております。4月からは5歳児の保育室として利用を開始し、さらなる保育環境の充実を図ります。

次に、子ども・子育て支援事業計画ですが、現在第2期計画を子ども・子育て会議において策定中で、年内に素案を作成する予定です。さらに、年明けにパブリックコメント及び最終案についての検討を行い、3月に完成する見込みです。

続きまして、産業観光課所管の業務についてでございます。

まず、農業関係について申し上げます。

今年9月の台風第15号の被害ですが、農産物では被害金額約2,800万円、農業関係施設で

の被害金額は約2億8,000万円の甚大な被害を受けました。それら台風被害に対し、国による強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)が発動されたことに伴い、 町では補助要望の取りまとめを行い、現在、申請に向けて手続を進めています。

この事業は、台風被害に遭った農業用施設や機械の復旧・取得に対し助成されるもので、 事業費に対し国が3割助成いたします。さらに、町が2割を上乗せ助成することで、県から も2割から4割助成され、合計で最大9割の助成が受けられます。事業費1億5,000万円に 対し、国・県・町合わせて補助金額1億3,500万円として本議会に補正予算を計上しており ますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

去る11月2日に開催されました第41回一宮町農林商工祭につきましては、役場前駐車場で開催し、来場者はおよそ2,500人でございました。出演団体の創意工夫を凝らしたイベントや、サンマ、野菜などの特売が行われ、盛況のうちに終了いたしましたことを報告させていただきます。

次に、施設園芸ですが、県補助事業の「輝け!ちばの園芸」次世代産地整備支援事業につきましては、生産力強化支援型が梨農家の5件で、運搬車両や肥料散布機械等を導入予定です。また、園芸施設リフォーム支援型は2件で、トマト・メロン農家が生産設備の改修を行っております。

次に、長生地域の農業を総合的に支援する長生農業独立支援センターについてですが、現在、事業を開始し、多数の就農相談が寄せられております。これらの方が就農に至るよう、 関係機関が一体となって新規就農者の確保育成に努めてまいります。

続きまして、商工関係について申し上げます。

消費増税対策で行っておりますプレミアム付商品券事業ですが、10月から商品券の販売及び利用が始まっております。当初、申請率が伸び悩んだ時期があり、11月には事業対象と思われる方に再度通知を行ったところ、11月末時点の申請率は32%まで達し、おおむね全国平均並みとなりました。12月27日の申請受け付け最終日まであと1カ月を切った今、防災行政無線にて、最後の周知活動を行っております。

今後ですが、商品券販売期間が1月31日まで、商品券の利用期間が2月29日までとなって おりますので、引き続き円滑に事業を推進してまいります。

次に、お買物・観光循環バスですが、昨年の利用者からの要望を踏まえ、今年度は昨年の 8月から10月及び12月から1月の短期間2期制から、8月3日から1月5日までの長期間1 期制に変更し実施しています。 本日までの運行日数が違うので、昨年との比較はできませんが、現在までに中央コースで 421人、北部コースで607人の方々にご利用いただいております。残り約1カ月の運行期間も 事故なく安全第一で事業を行い、利用状況を分析した上で来年度へつなげてまいります。

次に、観光関係ですが、9月22日、一宮海岸を主要会場として、第6回九十九里トライアスロン大会が実施されました。当日は天候にも恵まれ、昨年より12名多い1,686名が参加しました。前泊する出場者に対し、町内加盟店で利用できる1,000円券を配付したところ、343名の利用があり、改めてこの大会がもたらす経済効果を実感いたしました。その他、例年どおり、ゴール会場にて九十九里名物の焼きハマグリや各町村のご当地グルメ、町内飲食店の料理が振る舞われ、選手並びに多くの来場者からご好評をいただきました。今後も町民及び全国の参加者に愛される大会になるよう、大会実行委員会にて努めてまいります。

次に、海岸駐車場の運営事業ですが、4月20日から9月30日までの164日間を有料期間として事業を行いました。7月の悪天候や9月の台風の影響もあり、前年度より5,409台少ない3万2,279台の利用となり、1日当たりの平均利用台数は221台となりました。今後も駐車場の舗装を進めるなど、利用者の利便性向上に努めてまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務についてでございます。

まず、町道の工事関係です。

通常行っている新設改良工事、道路維持工事については、今年度予定しています工事のうち、事業費ベースで84%の発注が完了しています。国の補助事業関係ですが、町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良事業につきましては、6月に用地測量業務、9月に道路詳細設計業務を発注し、現在は用地の地権者調査がおおむね終わり、詳細設計で計画した道路線形をもとに現地での用地測量を実施中です。

次に、都市整備の関係です。

コンクリートブロック塀補助事業は、11月末現在15件の申し込みがあります。

次に、中央ポンプ場の関係です。

除塵機設備健全度診断・更新実施設計委託業務ですが、当初の設計範囲は緊急性の高い除塵設備を対象としていました。設計を進める中で、沈砂池設備の機器(ホッパー)を同時に撤去することで、より効率的な工事となることが判明したため、沈砂池設備の撤去を追加するものであります。

電気設備の中央監視制御設備の更新ですが、中央監視制御設備へ信号項目や監視画面の改造が生じるため、適化法処分制限期間の関係もあり、7年間継続使用しなければならないこ

とが判明したため、追加をすることで工事費用が1,900万円ほど安くなります。

次に、都市公園の関係です。

4月以降、職員3人と臨時職員2人により14回の草刈りを実施するなど、適切な維持管理に努めております。実施した場所は、舞台公園、望洋公園、東野北公園、東野南公園、城山公園、東部幹線スクリーン、中央ポンプ場であります。

平成27年度に設置した東野南公園のスプリング遊具(フラワー)ですが、今年の5月に実施した都市公園遊具点検業務の点検結果で、全体的に劣化があり、修繕完了まで使用不可と判定されました。修繕に向けて確認をしてまいりましたが、4人乗りタイプのスプリング遊具がなく、スプリングの交換の部品もないことから、この10月にスプリング遊具の撤去を行いました。

そして、同じ東野南公園の手動ポンプですが、平成29年9月から修繕を2度行いましたが、使用頻度が少ないことや劣化により使用できない状況となっておりました。この11月15日に支えとなる板が腐食し、手動ポンプの重みに耐え切れなくなり、塩ビ管の根本が折れて倒れました。残った擬木2本からは鉄のねじが飛び出ており、公園内でけがにつながる危険性もあることから、11月20日に緊急的に職員1人と臨時職員2人により人力で擬木2本の撤去と埋め戻し作業を行いました。

次に、台風被害関係ですが、9月9日の台風15号及び10月12日の台風19号による大雨・強風被害で発生した災害ごみは、緊急措置として中央ポンプ場に仮置き場を延べ15日開設し、約45トンのごみの回収処分を行いました。

次に、環境関係ですが、上半期の町による不法投棄物の回収状況ですが、主なものとして は液晶テレビ4台、冷蔵庫2台、洗濯機1台、大量の農業用苗箱、建築廃材等があり、昨年 度同時期と比べふえています。今後も不法投棄監視員や関係機関と連携を図り、不法投棄防 止のために不法投棄監視のパトロールをさらに強化してまいりますので、皆様のご理解とご 協力をお願いします。

次に、有害鳥獣の問題ですが、4月からイノシシ41頭、キョン33頭、アライグマ42頭、ハクビシン7頭を捕獲しています。今後も有害鳥獣から農作物を守るため、頻繁に出没する場所へ箱罠を設置し、捕獲を進めてまいります。

続きまして、教育課所管の業務についてでございます。

社会教育関係について申し上げます。

総合文化祭として10月27日に芸能音楽祭が行われ、19団体が歌や踊りなど、日ごろの練習

成果を披露しました。435名の来場者があり、幼児からお年寄りまで世代を超えた交流となりました。

また、11月9日から2日間にわたり開催した文化祭では、1,200点を超す芸術作品の展示や各団体による無料体験など、900人を超える来場者がありました。いずれも盛況のうちに終了いたしました。

さらに、11月15日には七歳児合同祝を開催し、昨年よりも16名多い113人の7歳児が祝福 されました。町の未来を担う子供たちが健やかに成長することを願っております。

文化財関係につきましては、ミニ展示「加納久宜と「東の大磯」」を11月18日から29日までの期間、保健センター3階で開催いたしました。このミニ展示は、12月13日から千葉県立中央博物館大多喜城分館で始まる加納久宜公没後100年特別公開「玉前神社・一宮町の"宝物"~一宮藩と加納家~」の前に行われたものであり、大多喜城での特別公開にも多数のご来場を期待しているところでございます。今後も歴史と文化あるまちづくりを目指して、町民の皆様に歴史に触れる機会を提供してまいります。

終わりに、この定例会には承認1件、認定5件、条例の制定案と条例の改正案2件、補正 予算案2件、同意案件1件を提案いたしましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げ ます。

以上で、行政報告を終わります。

○議長(小安博之君) ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長(小安博之君) 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を十分整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第 53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

また、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができないことになっておりますが、議長が認めた場合はこの限りではないことになっております。よって、今回からしばらくの間、試験的にではありますが、3回まで質問を認める対応をとってまいります。

なお、関連質問などはこれまで同様認めておりませんので、質問が関連した内容などにそれないよう注意願います。質問がそれていると思われる場合には注意をしてまいりますが、 それでも守られない場合は、発言の中止を命じることもありますので、ご了承願います。

◇ 川 城 茂 樹 君

- ○議長(小安博之君) それでは通告順に従い、1番、川城茂樹君の一般質問を行います。1番、川城茂樹君。
- ○1番(川城茂樹君) 1番、川城です。

まずは台風15号、19号、さらには10月25日の水害により、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い復興を願います。

では、質問に入らせていただきます。

今年の気象は多くの自然災害に見舞われ、住民の皆様にも大変な年でありました。特に、 農業分野において、4月、7月の低温、多雨、また7月の日照不足と、天候に恵まれなかっ たことと、加えて複数の台風の到来により、尋常でない被害が発生しました。

台風15号の被害のみを見ても、農作物被害額2,800万円、また、農業施設被害額約2億 8,200万円となっていることを考えれば、本年が農業者にとって過酷な年となっていること は明白であります。日ごろより、町長は農業は町の第一基幹産業とおっしゃられております。 そこで3点ほど質問をさせていただきます。

まず1点目、平成27年10月に作成されている一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略冊子の中に、5つの柱を立てて推進しますと記載されています。その中の3番目の、雇用創出と事業創出についてとの項目ありますが、これには私には理解しがたい内容で、単なる作文としか思えません。また、5番目のシティープロモーションのトマト、梨等の農産物の地域内外に効果的に発信という項目があるが、特にトマトと梨において、いずれも町の重要な基幹品目でありながら、これらの実際のプロモーション活動についていま一つ不明瞭であります。町の具体的な取り組み状況について伺いたい。

2点目、この総合戦略には、毎年度効果検証すると記載されているが、実態はどうなのか お伺いしたい。

3点目、町長が思う農業振興政策の要点や課題についてお聞きしたい。 以上3点でございます。

○議長(小安博之君) 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 川城議員ご質問の、③の部分、町長としての考えについてのご質問についてお答えを差し上げたく存じます。

農業振興政策の要点、あるいは課題ということでございますけれども、我が一宮町における農業は、担い手の高齢化と次世代の担い手としての後継者の不足などによりまして、農業就業人口が大幅に減少するという問題に、長きにわたって直面しているということであります。

農業就業人口が減少していくということは、食料の供給といった大事なことにかかわるのみでなく、農村というコミュニティーの維持にも深刻にかかわる問題であります。国による対策も進められておりますが、なかなか根本的な解決策とはなっていないのが現状であります。

その背景にある要因を考えてみますと、農業への参入コスト、あるいは収益の不安定性といったものが考えられます。近年、農業に興味を持つ方も目立つようになりましたが、本格参入へのコストと収益の問題が障壁になっているケースが多く見られます。具体的には、初期コストとして農業を始めるための土地や住居の確保、農業用機械や機材の購入費、あるいは初心者の場合、技術取得のための研修費などが必要となってまいります。

また、事業を開始しても、肥料や機械のメンテナンスの費用、あるいは作業のための人件 費など、継続的にコストがかかります。そして一方、農家の収入は一般的に申し上げても、 勤労者に比べ安定しておらず、さらには近年の異常気象等により被害が発生するなど、不安 定に拍車をかけているのが実情でございます。

しかし、このような現状を踏まえて申し上げれば、農業において求められているのは、農業を守り、農業の担い手を強化していくということであります。これが必要であるということであります。全体状況が芳しくない中でいかにこれを行っていくかということが、今の目下の最大の課題であると思います。

新規就農者の確保のために、一宮町、長生村、白子町、JA長生、そして、長生農業事務所により構成された、長生農業独立支援センターが最近になりまして発足をいたしました。ここで新規就農のための相談、農業後継者及び新規就農希望者のための農業技術、あるいは基礎知識、経営管理などの学習、さらには経営スタートに当たっての農地の確保、機械や設備整備への支援などをこのセンターの活動として盛り込み、就農に向けた総合的な人材育成を現在始めているところであります。

また、一方には、さらなる就農支援策といたしまして、国が制度化をいたしております農業次世代人材投資事業として、就農前に利用していただける補助事業がございます。これは準備型と申しまして、就農前の研修、あるいは農地の整備、あるいは機械の借り上げなどといった事業に対し、年間最大で150万円、2年間交付されるものであります。

一方で、就農した後でございますけれども、この就農した後には経営開始型として50歳未満の方々を対象に、一定所得の制限はございますけれども、年間150万円、最大で5年間の交付を差し上げることができるようになっております。

私どもの町といたしましては、この長生農業独立支援センターの活動をさらに活発化していくこと、そして、国の制度を積極的に運用していくこと、こうしたことをまずは基本として新規就農者の確保、また、育成の促進を図ってまいりたいと考えるものであります。

以上でございます。

- ○議長(小安博之君) 田中産業観光課長。
- ○産業観光課長(田中一郎君) それでは、私のほうから1点目の一宮町まち・ひと・しごと 創生総合戦略の関係についてお答えいたします。

まず、質問の中の雇用創出と事業創出についてでございますが、総合戦略の中で取り組み 策として3点の項目を挙げてございます。そのうちの農業者の経営人材育成につきましては、 担い手が減少している現状の中で、思うように進展していない状況であります。

次に、農業のICT化に向けた創業支援につきましては、平成27年度に国の強い農業づく り交付金を活用し、最先端の統合環境制御装置を導入したトマトハウスを建設いたしました。 こちらは若手農家が法人を立ち上げ、運営しております。地域の新たな働き場として、雇用 を創出しております。

続いて、農業の6次産業化と雇用促進については、平成30年度から町補助事業として特産品開発支援事業を実施し、町の農産物を使用した商品開発を支援してございます。今後も、県やJAと連携した中で、農業経営体の法人化や6次産業化を推進してまいります。

続いて、次にシティープロモーションの中で示されております農産品の地域内外への効果 的な発信についてですが、これまで町の特産品であるトマト、メロン、そして梨等の農産物 を買って食べてもらうよう、そして、多くの人に知ってもらうための情報発信などに取り組 み、認知度の向上に努めてまいりました。

例えば、県内外の各種イベントやキャンペーンでのPRを初め、ふるさと納税の返礼品と して取り扱うなどし、農産物の一層の認知度向上を図っております。また、広報等のホーム ページ、そしてSNSなども活用し、情報発信に積極的に取り組んでおります。

そして、翌年には東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、国内外からの来 客増加が期待されることから、農産物の販売拡大、そして町の魅力などの情報をさらに発信 してまいります。

以上でございます。

- ○議長(小安博之君) 渡邉企画課長。
- ○企画課長(渡邉高明君) それでは、川城議員の2点目の総合戦略の効果検証の実態についてのご質問にお答えします。

一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略が平成27年10月に策定されて以来、まち・ひと・ しごと創生法第10条第1項に規定する、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び 推進に当たり、広く有識者からの意見を聴取するため、学識経験者、産業関係者、町議会関 係者、教育関係者、金融関係者、労働団体関係者、メディア関係者、農林、商工または観光 関係者、子育て関係者の12名で構成される一宮町まち・ひと・しごと創生有識者会議におい て、毎年効果検証、評価を実施しております。

以上でございます。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

川城茂樹君。

○1番(川城茂樹君) では、何点か再質問をさせていただきます。

まず、ふるさと納税の関係でございますけれども、トマト、梨のふるさと納税の実績について教えていただきたい。

また、総合戦略を検証実施しているとの回答がありましたが、それはどこに、誰に発信しているのか伺いたい。

それと、先ほど町長が言われました、国の事業などを使うというようなことがありましたが、一宮町は日本全国でも有数のトマトの産地でもあり、また一宮町の梨はかつて天皇への献上梨にも選ばれた梨の品物であり、今までも単価は日本一を続けているというふうになっております。これらの農産物を、町を挙げて今後も守り続けていくことが必要であると思います。

他の自治体では、例えば北海道の平取町や静岡の伊豆の国市などは、まちが農業に力を入れ、独自な手法でトマトを復活させるとしています。では、一宮町では一宮の農産物、ひい

ては一宮の農業を守るため、町ならではの手法、試み等は考えていないのか、以上3点をお 聞きします。

- ○議長(小安博之君) 答弁願います。町長、馬淵昌也君。
- ○町長 (馬淵昌也君) 町独自の農業施策ということでございますが、先ほど申し上げました のは一般的な形での農業、新規就農する、特に既存の農家の高齢化が進み、また、その農家 のご家庭の若い皆様が必ずしも後継者としてお継ぎにならないという中での後継者不足、そ ういう状況の中で、特に就農をしてからのコストの問題、それから業態としての天候に左右 されるということが主要因でございますけれども、収入の不安定性というところに焦点を当 てまして、それを解決するための形として、財政支援などを特に初期設定の段階、集中して 差し上げる手だてとしての長生農業独立支援センター、そして、町が国を通して運用する国 からのこの補助金、交付金をいただく形ですけれども、この2つのことを申し上げました。

それを超えて町の独自な手法ということで、この農産物、せっかくブランドを確立したものがあるので、そこにさらに増進策を町として考えないのかというご質問かと承りました。

一つには、私としては、私が登板してから農家の方と個々にさまざまなお話をさせていただきました。梨につきまして、例えば梨の出荷できない部分について、これを利用した各種産品への転用というものが可能であるか、あるいはトマトについて、さまざまなる形で観光と結びつける可能性があるか、こういうことについてお話をさせていただきました。

いずれも従来の販売のルートを超えてさらに新しい製品を開発し、また新しい販売のルートを切り開くということを考えてのご相談を差し上げましたが、なかなか正直なところ実を 結んでいないというところが現状でございます。

私といたしましては、今おっしゃられたように、成功している事例が全国にもございますので、さらにそれを学んで我が町の実際の農業者、現場のお声とうまくかみ合わせる、そうしたお手伝いができれば、最もすばらしい成果が上がるのではないかと思っておるところであります。おっしゃられたことは大きな課題として、引き続き取り組ませていただければと思います。

一つ、この新規就農につきまして、先ほど申し上げましたが、町の現状では平成17年以降 24名の新規就農者の方がいらっしゃるということであります。これはかなり近隣市町村の中 では、良好な成績を上げているほうではないかというふうに思います。町の立地条件、自然 環境に引かれてこられる方が多いということであります。こういった新規就農の流れという のは、長生農業独立支援センターの設立もありまして、今後さらに強まることが予想されます。ただいま川城議員からおっしゃっていただいたこと、引き続いて努力をいたしまして、 こういった新規就農者に定着していただくための仕組みと、うまくかみ合わせていければと 考える次第であります。

以上であります。

- ○議長(小安博之君) 田中産業観光課長。
- ○産業観光課長(田中一郎君) それでは、私のほうからはふるさと納税の農産物における返 礼品の実績についてお答えいたします。

平成30年度の実績では、長生メロンが納税件数で186件、納税金額は320万6,000円、アクアメロンが30件で47万1,000円、梨が392件で470万4,000円、そして、トマトは66件で90万2,000円となっております。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 渡邉企画課長。
- ○企画課長(渡邉高明君) 総合戦略の有識者会議の実施時期や評価の再質問にお答えいたします。

会議につきましては、これまで毎年1回、10月から11月ごろに開催しており、会議録もございますが、公表は行っておりませんので、今後、公表する方向で進めてまいります。 以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再々質問はございますか。

どうぞ。

○1番(川城茂樹君) 質問はございませんけれども、先ほど言われたとおり、一宮町は有数な産地でもありますから、ぜひ町が先頭に立って独自の手法を編み出して、農業就農者をふやしてもらいたいと思います。

以上です。

○議長(小安博之君) 以上で、川城茂樹君の一般質問を終わります。

◇ 小 関 義 明 君

○議長(小安博之君) 次に、3番、小関義明君の一般質問を行います。3番、小関義明君。

○3番(小関義明君) 3番、小関です。

町の災害対応についてお伺いいたします。

9月に関東を直撃しました台風15号による大規模停電と、台風19号及び10月25日の集中豪雨による河川の氾濫や堤防の決壊などの家屋への浸水被害は、各地に想定外の今までに経験のしたことのないような甚大な被害をもたらしました。被害に遭われた皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、近年、地球温暖化などの気象の変化により、台風の大型化や年間100ミリを超える 大雨が降る頻度が着実に多くなってきていると思います。そのことを踏まえまして、次のこ とについてご質問いたします。

まず1点目として、台風15号による大規模停電は県内で最長で約2週間にも及び、下水道や農業集落排水などの汚水浄化施設が電源喪失となりまして、長期間にわたり処理がとまるという事態が起きました。特に、中継ポンプ場では汚物がマンホールから噴き出すという事態となりました。各ほかの市町村では、延べ160台のバキュームポンプで処理をしたということを聞いております。特に、幸いにも一宮町では各施設は停電もなく、事なきを得ましたけれども、当町でも今後このような事態が起こり得ることが想定されます。町としてどのような対応策がとれるのか伺います。

次に、2点目でございますが、今回の台風や集中豪雨で長期にわたり避難を余儀なくされた方々が、実際に避難が長期にわたった場合、一般の健康な人以外の透析など、生命を維持するための医療行為が必要となる人たちへの対応については、町としてどのような対応をとるのか伺います。

3番目です。今回の台風や集中豪雨でペットと一緒に避難をしたいという要望や、避難所にペットを連れて避難してきた人もいたと聞いております。避難所にスペースが確保できず、ペットを受け入れられない事態も多くあり、避難するのを断念せざるを得なかった人たちもいたようであります。町では、今回このようなケースはあったのでしょうか。また、そのとき、町はどのような対応をとったのか伺います。

まず、これで1回、答弁をお願いします。

○議長(小安博之君) 質問、終わりました。

答弁願います。

田中産業観光課長。

○産業観光課長(田中一郎君) それでは、災害対応について、1点目の大規模停電により農

業集落排水施設への電源供給、こちらが停止した場合の対応策についてお答えいたします。

農業集落排水施設では、電力の供給が、こちらが停止すると、管路施設の中継ポンプを初めとし、処理施設全ての機能が停止となります。現在、町の農業集落排水施設では、原、東浪見、北部地区の3地区となり、そのうち処理施設での停電時における非常用発電機を有しているものは、原地区の処理場のみとなっております。

また、3地区で計17カ所あります管路施設の中継ポンプでは、非常用発電は兼ね備えてはおりません。停電により電力が遮断された際には全て停止となり、汚水の処理施設への流入は停止いたします。そのため、汚水の流入を行うためには、中継ポンプ機能を回復することが必要不可欠となり、その際の有効的な手段としては、非常用電源を確保し、直接配電盤内の機器と非常用発電機を接続し、対応することが最も有効な方法であります。

今後は、各地での施設被害状況を踏まえ、処理施設の維持管理委託業者と協議を行いまして、長期にわたる停電が発生した場合の体制、そして復旧支援などの対応について、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(小安博之君) 塩田総務課長。
- ○総務課長(塩田 健君) それでは、1点目の災害対応についての、2点目の質問について お答えいたします。

避難生活が長期化する場合、元気な人であっても体調を崩す可能性があり、一般的な健康 相談とその対応方法を伝えるため、必要に応じ災害対策本部から保健師等の派遣を行います。

しかし、避難所の医薬品、衛生用品は、医療行為を行える水準のものではありません。したがって、医療行為を要するなど、避難所では対応ができない場合は、避難所から災害対策本部に対し、医療機関への搬送を要請します。特に、腎機能障害や糖尿病を患っている方がいる場合は手遅れにならないよう、避難所配置職員は避難所カードに記載された特記事項、病気等の留意点でございますが、これに基づいて判断し、早急に医療機関への搬送を行います。

続きまして、3番目の質問へお答えいたします。

ペットと一緒に避難したいという要望や、避難所にペットを連れて避難してきたケースなどでございますが、正確な数字は把握しておりませんが、電話によるお問い合わせが数件あり、直接避難所に避難された方もおりました。

町の対応としましては、現在、町の避難所体制ではペット同居が可能な避難所を開設する

ことは難しいことをお伝えし、自宅の2階がある場合は2階へ避難していただくか、可能な限り親戚や友人宅のほうへ避難していただきたい旨のお願いをしてきているところでございます。

以上でございます。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

どうぞ。

○3番(小関義明君) 再質問いたします。

3番のペットの関係ですけれども、ペットと一緒に避難することにつきましては、環境省で2011年の東日本大震災を教訓に、ガイドラインが作成されているというふうに聞いております。各自治体の対応も今回さまざまで、大変苦労したというふうに新聞報道でも取り上げられておりました。今後、課題であると指摘されていました。

町では、避難所でのさまざまな状況を判断し、対応するための独自マニュアルというもの は作成されているのでしょうか。そこをお伺いします。

- ○議長(小安博之君) 塩田総務課長。
- ○総務課長(塩田 健君) 小関議員の再質問についてお答えいたします。

ご指摘のとおり、災害時のペットの避難については、さまざまな論点があるところではございますが、現在、町といたしましては、自主運営による避難所運営マニュアルというのがございますが、この中にはペットのことについても記載をされております。

しかし、今後、実務的な避難所の運営に係るマニュアルなどの作成については、今後の検 討とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再々の質問はございますか。

どうぞ。

○3番(小関義明君) 再々質問はございません。

じゃ、次に移らせていただきます。

- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○3番(小関義明君) 次に、一宮川の改修についてでございますが、台風21号による集中豪雨で茂原や一宮川上流の支川では河川が氾濫し、甚大な被害が発生いたしました。当町では

河川の氾濫もなく事なきを得ましたけれども、2級河川である一宮川は昭和46年から中小河 川改修事業や激甚災害など、さまざまな整備は行ってまいりましたけれども、宮原地区の共 有地がいまだに河川内に残っております。

特に、一宮橋上流の共有地は河川幅員を狭めている状況です。過去には県と共有地の撤去について協議し、収用法の適用など、さまざまな方法を検討しましたが、県では一宮川の整備計画を策定して、収用法の適用を視野に入れ今後進めていきますというふうに聞いております。今現在、進捗状況はどのようになっているのかお伺いします。

以上です。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁願います。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長(土屋 勉君) ご指摘のとおり、一宮川の整備計画は平成27年8月に策定済みとのことです。宮原の一宮橋付近に残されている中州について、7,397平米の土地が未買収となっています。この部分は共有名義となっていて、711名の地権者に対して、184名分の買収ができていません。

買収できない理由について、大きく2つの原因があります。

1つ目は、買収価格の問題です。共有名義で、1人当たりの買収額が1万円以下の方がいて少額であることや、買収に伴う手続が複雑なためであり、2つ目は、相続人がわからない土地があるためです。

現在、国の事業認定の事前協議の段階で土地収用を行うには、この先、千葉県収用委員会の裁決申請等の手続を行う必要があると県から聞いております。今後も、千葉県長生土木事務所と連携をとり、一宮川の拡幅が早期に完成するよう努力してまいります。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

どうぞ。

○3番(小関義明君) 再質問ではございませんけれども、今の答弁で千葉県収用委員会の裁決申請の手続を行う必要があるということですけれども、これは人命にかかわる重要な課題でございますので、より一層県との連携を密にしていただき、今後早期完成を目指していただきたいと思います。

以上です。

次に、待機児童問題について質問いたします。

現在、政府や自治体の取り組みにもかかわらず、なかなか解決しない保育所の待機児童問題がございますけれども、2011年に子供を保育園に預けることができず、仕事をやめざるを得なくなった女性が、「保育園落ちた日本死ね」と題した匿名のブログで憤りをあらわにして、大きな反響を呼んだことがありました。

このようなことをきっかけとして、現在では大きな社会問題となっています。保育所に入 所したくても入所できずにいる子供が全て待機児童としてカウントされるわけではなく、待 機児童にカウントしなくてもよいとされている、いわゆる隠れ待機児童もいると聞いており ます。一宮町には4カ所の保育所がございますけれども、その現状をお伺いします。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁願います。

中山子育て支援課長。

〇子育て支援課長(中山栄子君) 小関議員ご質問の待機児童問題についてお答えいたします。 まず、一宮町では平成26年度に一宮町保育所整備基本計画を策定し、町内の保育施設の整 備を進めた結果、4カ所の保育施設、合わせて90人の定員の増加を行いました。現在、定員 390人のところ、保育士数や保育室の面積など、国の基準を守った上で416人のお子さんをお 預かりしている状況です。

入所決定に際しましては、申し込みがあったご家庭の就労等の状況により、保育の必要度を点数化し、点数の高い順に入所決定をしていきます。また、希望がかなわず一旦保留になった方には、その後、入所の辞退や退所があった際には、速やかに入所のご案内をしております。

ご質問の待機児童にカウントしなくてもよい場合といいますのは、入所可能な保育所があるものの保護者が特定の保育所を希望していたり、就業の希望はあるが求職活動を停止している場合などで、本年10月1日現在3名いらっしゃいます。保留となったご家庭の状況を継続的にお伺いし判断しており、厚生労働省の定義する待機児童はおりません。

しかしながら、保護者の皆様のご希望に必ずしも添えていないのも事実であり、一時保育や子育て相談室及びその他支援事業のご案内をするなど、在宅で育児をするご家庭が楽しんで子育てできる環境整備に努めてまいります。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。小関義明君、どうぞ。
- ○3番(小関義明君) 今後はできるだけ保護者の希望に沿った支援体制がとれるよう、努めていただければ結構だと思います。

以上です。

○議長(小安博之君) よろしいですか。

以上で、小関義明君の一般質問を終わります。

会議開会後1時間経過いたしましたので、ここで15分程度の休憩といたします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時23分

○議長(小安博之君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 小 林 正 満 君

- ○議長(小安博之君) 次に、5番、小林正満君の一般質問を行います。5番、小林正満君。
- ○5番(小林正満君) 5番、小林です。おはようございます。 一般質問3点ありますので、1点ずつ質問させていただきます。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○5番(小林正満君) まず1点目ですが、ふるさと納税増加策と今後の利用等について伺います。

ふるさと納税の寄附を増加させることは、寄附をいただいたものを町の活性化や、発展に利用させていただくという点と、返礼品を町の事業者による商品を利用することで、町の経済活動に役立つという2つの面があります。ふるさと納税の金額、件数を増加させることと、寄附を計画的に活用することは重要だと思います。

そこで、以下の点について伺います。

- 1、本年度のふるさと納税の見通しと、昨年度までの比較。
- 2といたしまして、ほかの自治体での返礼品の取り扱い状況と一宮町の現状について。
- 3といたしまして、これまでの取り組みの問題点。
- 4番目といたしまして、今後の取り組みに関して、改善策について。また、体験型の返礼

品をふやしてはどうか。また、取り扱い事業者をふやしてはどうか。新たな商品開発を進めてはどうか。広告宣伝費にコストと労力をかけてはどうか。これらの活動支援の仕組みと体制を整えてはどうかを、以上について伺います。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁願います。

渡邉企画課長。

○企画課長(渡邉高明君) それでは、小林議員の1点目のふるさと納税の増加策と、今後の 利用等のご質問にお答えさせていただきます。

本年度のふるさと納税の見込みでございますが、本年4月から10月までの累計は、昨年11月に返礼品の原価の上限を寄附額の5割から3割に下げたことなどもあり、前年同期比で44.2%となる約3,100万円となっております。11月以降については、この影響が一巡することから、前年度と比べたマイナス幅の縮小が見込めるものの、年前半に一部の自治体に対し多額の寄附が行われた影響も懸念されることなどから、今年度の寄附額は前年度に比べて大幅に減少する見込みとなっております。

次に、ほかの自治体での返礼品の取り扱い状況でございますが、近隣町村に聞き取り調査をしたところ、返礼品は米などの農産物や海産物が主なものとなっており、返礼割合はいずれも総務省通達に従い、寄附額の3割以下となっています。

一宮町の返礼品としては、特産品であるメロン、トマト、梨を初め、日本酒、お菓子、Tシャツなどのほか、サーフショップでの買い物やサーフィン教室の受講料に充当できるサーフィン満喫券などがあり、返礼割合はいずれも寄附額の3割以下としております。

これまでの取り組みの問題点についてのご質問ですが、冒頭申し上げたとおり、これまで順調に増加してきた寄附額が、今年度は大幅に減少する見込みであることから、これをいかに回復軌道に乗せるかが大きな課題であると認識しております。

このため、町では小林議員からご提案のあった返礼品の充実や、事業者の拡大に引き続き 取り組んでまいります。なお、広告宣伝費の拡充や体制の充実は、町としても必要性は認識 しておりますが、経費がかかることもあり、総務省の通達では返礼品の調達費用の寄附額の 3割以下とすることに加え、役場の事務費、返礼品の配送料、ポータルサイトの手数料など を合わせた経費を、寄附額の5割以下に抑制しなければならないこととされているため、制 約がございます。

しかしながら、ふるさと納税は町の財源確保に資することはもとより、返礼品は町の産業

の活性化に寄与するとともに、まちの魅力を全国に発信する役割も担うことから、国が定めるルールを遵守しながら、制度の充実や体制のあり方などを検討し実行してまいります。 以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問ありましたら。

小林正満君。

○5番(小林正満君) ありがとうございました。2問目のほうへ移らせていただきます。

- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○5番(小林正満君) 防災・災害対応、現状に関する問題点と対策について伺います。 本年9月、10月、台風関連被害を受けて、被災状況の実態と、今後の災害に対する対応、 計画について伺います。

1番目といたしまして、台風15号、19号と、21号による大雨の影響による被害時の対応の 問題点など、どのように把握しているか。

2番目といたしまして、被害状況について、申請があったもの以外についてどのように把握しているのか、調査はしているのか。

3点目といたしまして、災害弱者である障害者や独居を含む高齢者世帯など、災害時の状況についてどのように把握しているのか、また、調査はしたのか。

4番目といたしまして、台風災害時に停電になったが、それに伴う防災無線の使用状況について把握、また、調査はしたのか。

5番目といたしまして、飲料水兼用型防火水槽があります。その設置について。 以上、5点について伺います。

○議長(小安博之君) 答弁願います。塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、小林議員の2点目についてお答えいたします。

まず1点目の質問でございますが、9月、10月に発生した台風15号からの一連の災害では、町内においても住家を初め、農業施設等に対して多数の被害が発生いたしました。町としましては、気象予報や関係機関からの情報をもとに、避難情報の発信、避難所開設を行ってまいりましたが、開設場所や勧告の適否など、さまざまな意見が上がっていることから、台風15号からの一連の災害における対応と今後の対策のための会議を実施いたしました。

まずはこの会議内容を精査し、千葉県等と調整を図りながら、町の地域防災計画の見直し につなげていきたいと考えています。

2点目の質問についてですが、町では罹災証明書の申請に基づき、住家の被害認定調査を 行っておりますが、申請があったもの以外については、把握または調査は現状ではできてお りません。

罹災証明書は保険等の適用を受けるために提出することが多く、罹災証明書の発行が必要な方において申請のあった方のご自宅を、まず基本とした調査にとどまっているところでございます。

3点目についてですが、災害時には担当課である福祉健康課から、また、社会福祉協議会等から各地域の民生委員に依頼し、各地域の65歳以上の世帯を中心に巡回など対応していただいております。また、高齢者で施設を利用している方は、施設の職員に対応していただくこともございました。なお、その後の調査は現在では実施しておりません。

4点目についてですが、台風15号及び19号では町内で約800件の停電が発生し、15号の際には東京電力も含め、停電区域や原因の把握に時間を要し、最大約1週間の停電となりました。この際には、屋外スピーカーはバッテリーで約2日間程度稼働し、3日目以降についてはバッテリー不足のため使用できなかったと推察されます。また、家庭の戸別受信機も最大で約2日間は電池により機能いたしますが、それ以降は電池交換をされなかった場合は使用できなくなります。

19号の際は、15号の教訓から、迅速な復旧のため停電区域の把握等を消防団に依頼し、巡回していただきました。19号の際の停電は、幸いにも翌日に解消することができたため、屋外スピーカー及び戸別受信機は、バッテリーで稼働できる範囲でとどまりました。なお、使用状況の調査までには現在至っておりません。

5点目についてですが、飲料水兼用型防火水槽は、災害時に飲料水を提供するものであり、 長生郡市内で13カ所の設置があり、茂原市内で11カ所、睦沢町内に2カ所となっております。

町では2年おきに消火栓を設置し水利の充実化を図っており、災害用飲料水の協定や自衛隊の給水車の支援もあることから、整備費や維持管理費を踏まえると、早急に必要なものであるとは考えておりませんが、他市町村の整備状況等を調査し、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

小林正満君。

○5番(小林正満君) 5番、小林です。再質問させていただきます。

まず1番、町のホームページの掲載の対応が、ほかの町村より遅いとの意見が多く上がっています。また、被災ごみの対応についても、茂原市は非常に早く、翌日にはホームページ 通知を出していたと聞くが、町では今後どのように考えていくかを伺います。

2番、3番については、今後の災害対策検討のためにも、被害届の申請がない住民に対しても、また、災害弱者に対しても調査などすべきと考えるが、町の見解を伺います。

4番目といたしまして、屋外防災行政無線が聞こえにくい、戸別受信機は前から多く聞き づらいなど、以前からよく聞きます。これを機会に、防災無線の調査が必要である。また、 屋外防災行政無線で長時間停電を考え、バッテリーの2日間の48時間の寿命から、72時間に したらどうか伺います。

5番目といたしまして、飲料水兼用防火水槽の説明ありがとうございました。近隣自治体では13カ所の設置があり、町では2年おきに消火栓を設置しているとのことですが、過去には予算要求そのものを忘れたことがありました。忘れることのないように、ひとつよろしくお願いいたします。

水道管に設置されている消火栓で水利の充実ですが、大地震で水道管が破損した場合には、 消火栓は使用できなくなります。また、災害用の飲料水は、ほかの協定店だけに頼らず、飲料水を自衛隊に頼ることもいいですが、大規模災害ではどうでしょうか。飲料水兼用防火水槽は飲み水の確保、火災の際の防火水槽で、水利の確保ができます。両方兼ねることができます。我が一宮町に1カ所ぐらいは設置されたほうがいいと思います。町では早急に必要はないと言いますが、計画して2年から3年かかりますので、早急に設置自治体の事情など、確認をして進めるべきと考えます。町の考えをお聞きします。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) 再質問の1点目でございますが、ホームページにつきましては、 今回の一連の災害を教訓に、より早い対応となるよう努めてまいります。

2点目、3点目についてでございますが、全体の被害状況や被害弱者の発生時の実態等を調査の上、全てを把握できればこれは理想でございますが、現在災害後においても県への申請や各種支援業務など災害業務を引き続き行っていることから、状況に応じて今後検討させ

ていただきたいと考えております。

4点目についてですが、屋外のスピーカーについては、風水害時間こえにくいといった声も確かにあります。これを補うため、現在町では電話応答によるサービスを実施しておりますので、ぜひご利用いただければと考えております。

また、戸別受信機ですが、機械が故障している場合もございますが、電波環境が悪く受信 しにくい場合もあり、受信不良のご連絡があった方については平時においてでも別途対応し ているところであります。

また、調査をしたほうがよいとのことでございますが、全世帯への把握は物理的にも人為的にもかなり困難であるため、各家庭において、通常流している平時のチャイムなどがきちんと受信されているかどうか確認していただくことも重要と考えております。この放送が正常に聞こえない場合は、ご連絡いただければと考えております。

さらに、バッテリーの寿命を72時間にとのことでございますが、台風15号の際は約1週間にわたるものでございましたので、バッテリーを更新をすることよりも、まずは非常用電源の確保などといった代替手段を、他市町村の事例等を研究してまいりたいと考えております。

5点目についてございますが、消火栓の設置要望については、要望と予算でそごがないよう今後注意してまいります。また、飲料水兼用型防火水槽でございますが、水道管が使えなくなれば、防火水槽が活躍することも事実でございます。また、大規模災害時においては有効であることは十分認識をしております。なお、役場の地下には貯水タンクがあり、50立方のものでございますが、災害発生時には水利として当面対応していく考えであります。

また、非常時には浄化装置等で飲料水としても利用可能な状況となっております。なお、 先ほども答弁しましたが、新たな設置については、必要性や財源も含めて今後調査してまい りたいと考えております。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再々質問はありますか。

小林正満君。

○5番(小林正満君) 5番、小林です。再々質問させていただきます。

5点目について、私が言うこの施設は、地震などの水道管が破裂し、水道水の供給ができなくなったとき、100トンの飲料水、また、消火用水を確保することができます。地震発生後は、交通状況により給水車による運搬給水が困難になることが想定されます。そのような

ときに、飲料水兼用耐震防火水槽があれば、1万人の人口に最低限必要と言われています3 リットルの水を3日間供給できます。地震に極めて強く、避難場所となる公園や学校など地 下に埋設をし、水を絶えず循環させるような構造なので、新鮮な飲料水が確保できます。

先ほど答弁で浄水すれば飲料水とのことですが、雨水をためている町の防火水槽の水をどのように浄水をするのですか。川の水、田んぼの水も浄化して飲めるのと同じことではないでしょうか。その浄化するまでの費用と、飲めるまでの手順を教えていただきたい。また、町長の考えも、雨水を浄化して飲めとのことでしょうか。町長、伺います。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) 再々質問についてお答えいたします。

先ほども答弁しましたが、基本的には自衛隊の到着までの間は、備蓄飲料水や協定者から 提供していただくことを考えております。なお、浄化についての飲料水でございますが、非 常時の最終手段としての緊急避難としての考えで述べたものでございますので、費用や手段 については現在お示しするものは持ち合わせておりません。

なお、設置については、先ほども答弁いたしましたが1基約1億円と、多額の費用がかかることから、今後の検討課題とさせていただくところであります。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) 私としては、この飲料水も兼ねる兼用型の防火水槽については、一定程度の大規模災害が起こった場合に非常に有効であるということで、その効果を高く私も評価するものであります。ただ、私どもの町の課題が山積しているところは、小林議員もご存じのとおりでございます。

そういう中で、優先順位をつけながら、最終的にはこういう設備も展望していくように、 私は持っていければと考える次第です。それは、直ちに今ないと、皆様もちろんお水はない と困ります。ですので、またそうした災害が起こった場合、それは現在のさまざまな回路で 確保していきたいというふうに思っております。

しかし、今、議員おっしゃるとおり、こういったものも有効であるということは私も認識 しておりますので、中長期的な視野のもとに整備を考えていきたいというふうなところであ ります。当面は今の枠組みで対応しながら、それの整備を視野に入れていくというふうに考 えております。

- ○議長(小安博之君) 再々質問の答弁が終わりました。 次の質問をお願いします。
- ○5番(小林正満君) 5番、小林です。3点目の質問をさせていただきます。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○5番(小林正満君) 新にこにこサービスや巡回バスなどの公共交通について、質問をさせていただきます。

高齢者など、交通弱者への公的機関による支援について要望が多い。これまで議会で新にこにこサービスへの意見や要望、巡回バスの通年など、意見が何度か出されている。新にこにこサービスは、本年から町が直接運営をしているが、これらについて伺う。

1つといたしまして、新にこにこサービス及び町内巡回バスの現状における問題点の要望はどのように把握をしているのか。

2番目といたしまして、新にこにこサービス及び町内巡回バスについて、今後どのように 取り組む考えなのか。

3点目といたしまして、交通弱者について今後どのように対応を考えているのか、以上3点伺います。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁願います。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長(森 常麿君) それでは、公共交通のご質問のうち、新にこにこサービスに ついてお答えさせていただきます。

初めに、1点目の要望等の関係です。

今年度から町の直営事業とした本サービスは、変わらずご好評をいただいており、順調に 運行しておりますが、同時に利用回数をふやしてほしいとの声や、医療機関への利用は町外 も認めてほしいといった声がドライバー等を通じ町に寄せられている状況です。

次に、2点目の今後の取り組みにつきましては、運行開始した当時、タクシー会社など民間を交え協議決定された現在の利用方法を継続したいと考えておりますが、サービスの拡充につきましては、民業圧迫とならない配慮も必要でありますので、今後、慎重に検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

- ○議長(小安博之君) 田中産業観光課長。
- ○産業観光課長(田中一郎君) それでは、公共交通についてのご質問のうち、お買物・観光循環バスについてお答えいたします。

1点目の問題点や要望等の把握についてですが、バス車内に設置しておりますアンケートやドライバーからの聞き取りによれば、通年運行してほしいとの声や運行時間、そして停留場所、バスの大きさなどの改善が欲しいなどのご要望をいただいております。

続いて、2点目の今後の取り組みにつきましては、現在、試行運転で実施している事業で ございますので、利用者のニーズを踏まえ、走行コース、運行時間、運行期間等に検討を重 ねると同時に、これにかかわる諸経費のバランスに配慮しながら、より多くの皆様にご愛用 いただけるようなあり方を検討してまいります。

以上でございます。

- ○議長(小安博之君) 渡邉企画課長。
- ○企画課長(渡邉高明君) 3点目の交通弱者への対応のご質問について答弁させていただきます。

一宮町の公共交通としまして、JR外房線、小湊バス、日の丸タクシーのほか、町がサービス提供しております新にこにこサービスや、お買物・観光循環バスや、福祉タクシーの運賃助成がございます。

今後さらに進む高齢化社会を想定すると、住民の日常生活に資する交通手段の充実は必要性が高く、特に交通弱者に対する交通手段の確保は、重要な課題であると認識しております。本町の公共交通については、一宮町地域公共交通総合連携計画に記載された、持続可能なまちを育み支える公共交通の実現を将来像として、高齢者などが安心して外出できる交通手段の提供、小中学生が安心して通学できる交通手段の確保と拡充、地域連携による持続可能な交通体系の構築、住民だけでなく観光客のニーズに合わせた交通手段の提供を目標として、現行の町のサービスの見直しや拡充等、必要に応じて新たなサービスなどを検討してまいります。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

どうぞ。

○5番(小林正満君) 5番、小林です。再質問させていただきます。

3人の課長さん、答弁ありがとうございました。にこにこサービスがスタートする際、協議されてからは10年たっていると思います。高齢化などで状況も変わりまして、また、運転免許証の返納者もふえ、需要も変わってきていると思います。見直しの時期ではないかと、今後の取り組みは慎重に検討してまいりますとのことでありますが、早急に町民のために検討協議会を立ち上げ進めるべきと考えますが、町長の考えを伺います。

- ○議長(小安博之君) 町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) おっしゃるとおり今、町も、全国的にそうでありますが、高齢化も進んでおります。また、高齢者の皆様の運転免許証の返納と、それに伴う日常生活の足の確保という問題が社会共通の問題になってきているということであります。それはおっしゃるとおりであります。

現在の一宮町の状況を実際に利用状況、あるいは利用者の皆様から直接伺う、私も大変多く伺う機会がございますのですが、基本的には今のサービスをある程度評価していただいている、さらにそれを充実していきたいという、そういうふうなご意向の方が多いかと思います。

この検討協議会につきましては、幅広い立場の皆様に集まっていただく、最終的な検討の場になります。その前の段階で、具体的なさまざまな課題、今後いかなる形でさらに増進を図っていくか、そのプランをある程度まとめた上で、それを前提にお諮りを申し上げる、そうした検討のお願いをする機関かと存じます。

まずは現在の状況を踏まえて、ある程度の満足度をいただいているということを踏まえて、 私どもでまずは予備的な調査、それから調査はある程度進んでおりますが、検討をして、プ ランをまとめながらこちらにお諮りしていくということで、考えさせていただければと思う ところであります。

いずれにしてもおっしゃるとおりで、これは常に動いていることですので、ただ同じことを繰り返していればいいということではないというのは、おっしゃるとおりかと存じます。以上であります。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 再々質問はありますか。
- ○5番(小林正満君) ありません。
- ○議長(小安博之君) よろしいですか。

◇志田延子君

- ○議長(小安博之君) 次に、11番、志田延子君の一般質問を行います。 11番、志田延子君。
- ○11番(志田延子君) 11番、志田です。 それでは、1点ずつの答弁をお願いしたいと思います。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○11番(志田延子君) まず第1点目、休日おでかけパスって、これは前はホリデーパスと言われていたんですね。それが休日おでかけパスという、こんな呼称になったようです。 JR東日本が発売している休日おでかけパスは、土曜休日や大型連休、夏休み期間及び年末年始の1日間、東京都内のJR東日本全線と隣接する近郊6県のフリーエリア内の普通自由席、東京臨海高速鉄道、東京モノレール全線が大人2,720円、子供1,360円で乗り降り自由の切符で、特急券やグリーン券を購入すれば、特急やグリーン車にも乗車できるなど、大変便利な切符ですが、外房線については茂原駅までがフリーエリアとなっており、上総一ノ宮駅では購入及び利用ができません。

来年6月に東口が開設されるので、これを機に上総一ノ宮駅からも利用できるように要望できないか、たくさんの住民の方から要望がございましたので、ぜひこれについてご答弁いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

- ○議長(小安博之君) 答弁願います。渡邉企画課長。
- ○企画課長(渡邉高明君) 志田議員の休日おでかけパスに関するご質問にお答えします。

町としても、休日おでかけパスのフリーエリアの延伸は、町民はもとより町外からの来訪者の利便性を向上させ、町の交流人口の増加に資するものであると認識しております。このため、これまで町はJR東日本千葉支社に対し、直接再三要望活動を行うとともに、千葉県JR線複線化等促進期成同盟を通じて、フリーエリアの延伸を毎年要望しているところです。昨年12月のJR東日本千葉支社長に対する要望においては、同支社長から町長に対し、駅利用者の増加につながるようなイベントや企画づくりに町も尽力していただきたいとの要請があり、町では平成30年度内に町内で行われた各種イベントの日程、内容、観客数、駅からの送迎の実績等を一覧表にまとめ、提出しました。また、9月22日に行われた九十九里トラ

イアスロンの際にも、JR東日本千葉支社長に直接要望をしております。

今後もさまざまな機会においてJR東日本と協力関係を緊密に行う中で、継続して粘り強く要望を行ってまいります。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

どうぞ。

○11番(志田延子君) 再質問ではございませんが、せっかく来年オリンピックの会場になっておりまして、ホームにも待合室にサーフボードが背になっているような、ああいうものもございます。一宮町もさまざまなイベントも考えまして、乗客数の増を願っておりますので、ぜひこれからも粘り強く、せっかくのオリンピックの会場になるというチャンスがございますので、ぜひよろしくお願いしたいと思っております。

以上でございます。

それでは、2点目の質問をさせていただきます。

- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○11番(志田延子君) 将来を見据えた旧一宮保育所の利用について。

以前にも私からの一般質問で、旧一宮保育所をどのように利用していくかとの質問で、文化財の保存展示スペースとしての使用を提言いたしました。その際、関係課との協議をするとの回答がございましたが、その後どのような回答があったのか、教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(小安博之君) 答弁願います。

峰島教育課長。

○教育課長(峰島勝彦君) それでは、志田議員の旧一宮保育所の利用について、お答えのほうをいたします。

今、一宮町で多く抱えております歴史文化財の整理、保管につきましては、町の管理部門である総務課との話し合いの中で、旧一宮保育所の2階の2部屋について、文化財の整理、保管の場所としての了承を得ましたので、今、活用について進めているところでございます。また、展示スペースとしての活用につきましては、今後の資料収集の状況、整理の状況に応じて協議のほうをしてまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 再質問はありますか。
- ○11番(志田延子君) 再質問ではございませんが、要望をさせていただきたいと思います。 一宮の文化財のいろいろな資料はあちこちに分散していて、これをお願いして、総務課長、 ありがとうございます。その収納場所に使わせていただくということは、もう本当にありが たいことです。

それと、2階のホールですね。あそこをぜひこれから展示場所としてさせていただくと、 今いろいろな学芸員が頑張って展示させてもらっています、あの保健センターの3階ですか、 あそこまではなかなか行きにくうございますので、その辺のところも町は予算とかお金の問題とかいろいろございますが、町の中でそういうものに関して協力するようなボランティア を募集したらいかがかと思うんですね。あそこの例えば、展示するときの受付とかやってく ださる方とか、そういう方たちのボランティアの募集というのも考えていただけたらと思っ て、その辺のところを要望させていただきたいと思います。

以上でございます。

それでは、次の質問に入らせていただきたいと思います。

- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○11番(志田延子君) 一宮町史の作成と職員体制の見直しについて。

これに関しては町長に、前にも一宮町史のことについて質問させていただいたときに、何 しろお金がかかるのでオリンピック後にということで、いや、それではもう遅いからという ことで、もう一度また質問させていただきます。

先月の3日に行われました加納久宜公没後100周年記念式典が、町の振武館で加納家の親族の方々、麻生太郎副総理を招き、盛大に行われました。今の一宮町の基盤、歴史をつくり上げてきた歴史上の方々は大勢いるわけです。その反面、一宮は近隣市町村から比べ、歴史文化財を伝えていくに当たり、資料の整備、保存などが遅れていると考えられます。

一宮町の歴史を後世に伝えるのに、来年は町制130周年を迎える中で、一つの区切りとして一宮町史の見直し、作成の計画を立てていく考えはございますか、伺います。

また、教育委員会では現在多くの旧家の資料などを集めて整理を行っており、資料の寄贈 の話も寄せられていると聞いております。さらに、記念式典の折には、町長は旧加納家別邸 の寄贈の話があり、今後活用に向けて進めていくとも述べられております。

今、教育委員会では学芸員職員が社会教育係の一般事務も行いながらやっておりますが、

教育長、担当職員の声を聞き、事務体制の見直し、増強を考える気があるのかお伺いしたい と思います。よろしくお願いいたします。

○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

答弁願います。

藍野教育長。

○教育長(藍野和郎君) それでは、一宮町史作成計画と、町の職員体制ということでご答弁 させていただきます。

一宮町史は今から55年前、1964年、一宮町と東浪見村の合併10周年を記念して作成したものでございます。わずか10カ月余りの編さん期間で作成いたしたものです。町史の後書きには、少ない期間であること、将来この町史の及ばなかったところを補うという旨が記載されております。

県内市町村の市町村史の編さん事業を見ますと、木更津市は2015年から2030年までの15年計画、茂原市は市制施行70周年である2022年からの市史刊行開始を目指して、2017年度に市 史編さん委員会を立ち上げております。その他、県内で事業を展開している市町村もありますが、いずれも5年から20年といった長期的な計画のもと、外部の専門家を招聘した編さん 委員会を立ち上げ、編さん事業を行っております。

今後、一宮町で町史編さん事業を行うことを考えるのであれば、少なくとも3年以上の長期的な計画のもとで、相応の予算をもって、しかるべき外部専門家を入れた中で実施することが必要だと考えております。

また、志田議員さんからのお話の中でもございましたが、今、数多くの旧家からの歴史資料、さらには加納家別邸の寄贈の話もございます。その資料や目録保存などの事務を行う行政側の職員体制見直しも不可欠であると思います。これらなしでは日本に、千葉県に誇れる、一宮町史をつくることはできません。今後、財政的な面も含めまして、町側と検討していきたいと思います。

以上です。

再質問はありますか。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

○11番(志田延子君) 再質問ではなく、要望とさせていただきます。

実は、先ほどもちょっと傍聴席の方からもご意見があったんですが、これは部門別に得意 分野の方たちになるべく短期間でまとめていただいて、最終的には3年から5年かかるかも しれませんけれども、そういう部門別に早目に資料を整理していったらいかがですかという ご意見もございました。それから、睦沢町はそれこそ人口7,000人の町でございますが、学 芸員が2人は必ずいらっしゃるんですね。一宮町、特にこの長生郡市内では、一宮は歴史文 化が本当にすばらしいものがたくさんあるのに、いろいろなところに散逸してしまって、帰ってこないものもございます。

ぜひそういうことを鑑みて、学芸員の選任と、もしできれば増員も必要ですし、それから 町史に関しては、お金ではなく一宮の歴史をちゃんと残していきたいという方たちがたくさ んいらっしゃいます。そういう方も含めて、実行委員会みたいなもの、それはもう皆さんお 金は要らないと言っている方がたくさんいらっしゃるんですね。そういうものをぜひおつく りになっていただけたらと思いまして、これは要望としてよろしくお願いいたします。

以上で、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(小安博之君) 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

◇ 藤 乗 一 由 君

- ○議長(小安博之君) 次に、8番、藤乗一由君の一般質問を行います。 8番、藤乗一由君。
- ○8番(藤乗一由君) それでは議長、4点質問を上げておりますが、1件ずつ分けて質問させていただいてよろしいでしょうか。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○8番(藤乗一由君) それでは、1点目ですけれども、ただいま志田議員のほうからございましたものとかぶる部分がございますが、旧一宮保育所施設の有効利用を求めるということについてです。

この旧一宮保育所跡施設は、資料館あるいはその保管施設、図書館ですとか、社会教育や 福祉の目的にも活用できるのではないかという多目的施設として整備していくという考えの もとで、町民の皆さんの文化的な活動や社会教育、学校教育その他の補完機能を持った施設 として再活用するというのが望ましいと思われます。

図書館の設置に関しましては、この場所を活用するということで、町民の皆様の方々からも要望が出されているという現状がございます。利用に当たっては当然、一部改修も必要となるということが考えられますが、来年度に向かった取り組みを要望するところです。

町民目線からしますと、近隣市町村と比べまして一宮町の場合、公共施設の設置状況が大

分劣っているというふうに見られています。実際活用可能な施設、こういったものが旧一宮 保育所ですけれども、放置されているというような状況の中で、一体どうして使わないんだ ろうということで疑問に感じる方が多数いらっしゃいます。

こうした要望に対応して、町の公共施設がより有効に利用できないものか、施設が少なく て老朽化が進んでいるという中で、町の考えをお伺いしたいと思います。

これに関しましては、この施設は現在1階の一部が地区の集会などに一部利用されているということですが、現在ほぼ閉鎖されている状況です。図書館を要望するという町民の皆さん、この中からは近隣の自治体に比べまして、町民1人当たりの蔵書数のレベルというようなことの資料もいただきましたが、これが最低レベルのところにあると。一宮町の場合にはそうした文化的な部分がちょっと残念な状況になっているということを、ご指摘をいただきました。

この市街地の中心部に比較的近い場所に、そうした文化的な活動ができる、そして、住民が集い、くつろげる場所として活用するということは、有益なことだと思います。先ほど志田議員からありました、町の文化財や歴史的資料保管の場所で、かつ展示できるという場所も不自由しているという状況です。その中で積極的に活用すべきと考えます。

また、こうした資料も広く公開されてこそ、それにかかわるような資料もより集まりやすくなるのではないかというふうに思います。なお、トイレの整備ですとか、一部施設内の改修というのは、当然利用に当たって必要と思われますが、2年以上にもわたって有効に活用されずに放置されているということを考えますと、町としては少々こういった施設に関する整備ですとか、利用ということに無策に過ぎるのではないかというふうに思います。

そこで、こうした点を含めて、施設の利用について総合的に考えるという計画も含めて進めるべきと考えます。なお、志田議員のご質問にかぶる部分につきましては、省略いただいても構いませんので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(小安博之君) 答弁願います。峰島教育課長。
- ○教育課長(峰島勝彦君) それでは、藤乗議員の旧一宮保育所の有効利用について答弁をいたします。

さきの志田議員の質問の中でも答弁をいたしましたが、現在、教育課として旧一宮保育所の2階の2部屋について、文化財の整理、保管場所としての活用のほうを進めているところでございます。

また、資料館、図書室を初めとした社会教育施設を中心とした施設利用の件につきましては、今後の施設利用計画に当たり、一部改修等も必要となってまいりますが、さらに多目的に活用できる施設として、関係各課と調整しながら、町民の皆様の意見を聞きつつ整備のほうを進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 再質問はありますか。

どうぞ。

○8番(藤乗一由君) それでは、ただいまのお答えに関しまして再質問等をさせていただきますが、平成28年度に地方創生事業の中で、一宮町中心市街地調査計画書という報告書が作成されております。その中に、旧一宮保育所のリノベーションによる活用という案が出されております。

これ自体は一宮駅周辺市街地の計画ということの事業の一つなんですけれども、そこで出されている利用のプラン、こうしたものが既に3年前に出されているというにもかかわらず、放置された状態になっているということで、私自身はこの提案内容については賛成できるものではないんですけれども、こうしたプランもあるということを念頭に、今後のあるべき姿というのを、町の全体の施設利用の計画として望ましい方向に修正していくべきではないかというふうに考えております。

公共施設管理等総合計画というのが別途にございますが、これを念頭にしてさきに質問しました社会教育施設、これを中心とした活用の方法ということを考えに入れまして、早急に計画づくりを進めていくべきではないかというふうに考えますが、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長(小安博之君) 答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 藤乗議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

まず、この旧一宮保育所施設の利用が低調ではないかと、貴重な施設であるのに低調な利用ではないかというご指摘であります。

私どもといたしましては、実は必要に応じて本格的な利用があってもよいと考えておるわけではございます。過去に私、議会での答弁でもそのように申し上げたと記憶いたします。

ただ、この施設は、もともと一宮保育所でありますが、津波の危険があるということで、

あそこから保育園を移転したという、そういう経緯がございます。したがって、そこを本格的に町民の集う施設として再利用するときは、再度この避難のためのさまざまな手だてを確保する大規模改修が必要になると、そのように私ども認識しております。そういうふうな文脈の中で、この大規模改修の費用をいかに賄うかということもありまして、私どもとしては限定的使用になっているというのが現状であります。

その中で、例えば今おっしゃっていただきました中心市街地調査計画書、これを作成していただきました一宮リアライズですけれども、そちらは地方創生のプランとしてリノベーション案をこの計画に基づいてつくって、私どもに提供してくれたということがあります。

これについては、皆様に事前に国へ申請する前にお諮りしたところ、生煮えであるという ことでお認めいただけなかったという経緯がございますが、その後は私どもといたしまして は、民間の投資によって今申し上げたような問題も解決してもらいながら利用していただこ うと。そして、私どもとしては施設維持の負担がかからないような形で、そこからの家賃収 入などを得て、町の活性化にも資するということでの施設利用を考えていたわけです。

そうしたことについても問い合わせがあったんですけれども、結局はならなかったということで、事ここに至っております。ですので、ただ手をこまねいているわけではなくて、私どもなりに努力をしながらの現状であり、また、議員の皆様のご意思も私どもも踏まえながら今日はやってきているということは、ご理解いただければということであります。

その上で、私としてはもう一回申し上げますと、藤乗議員からは図書の収蔵、閲覧の場所として供してはどうかということでございますが、今最初に申し上げたようなところを解消しながらであれば、その利用もあり得るというふうに私は考えているところであります。運営費その他の捻出の問題もありますが、決して選択肢として排除するということは全くありません。その一つの利用の形であると、合理的な形であると思います。

いずれにしましても、この中心市街地調査計画書なども踏まえて計画を立てなさいということでありますが、私どもとしてはこの今申し上げたような文脈の中で、あとう限りの利用を、合理的な利用を図っていきたいということであります。また、この計画書も私ども、それも、あれはそれほど詳細なものではありませんけれども、何度も目を通してそこからインスピレーションをもらいながら、私どもの利用のプランを立てておりますので、改めてご指摘いただいたことは受けとめさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問。

藤乗一由君。

○8番(藤乗一由君) 8番、藤乗です。

ただいまの町長からご答弁に関しまして、要望も含めてお話ししたいと思いますが……。

- ○議長(小安博之君) 再質問ですか、何ですか。
- ○8番(藤乗一由君) 一応確認させていただきたいということでいたします。

中央公民館の場合と比較しますが、先ほど旧保育所は津波災害の危険というようなことが ございましたが、そういう不安があるということで踏み切れないでいるというような趣旨だ と思います。

一方、中央公民館に関しましても、一部に耐震に問題があるということで言われているわけで……

○議長(小安博之君) 藤乗議員に申し上げます。

再々質問であれば許しますけれども、そうでなければ次の質問に進んでいただきたいと思います。

○8番(藤乗一由君) はい。ですから、その説明に入っております。

そういう状況にある、今図書室に使われている部分と、和室の道路側の部分が特に危険と 言われているわけです。避難施設としてのハードルから考えますと、さらにほかの部分も問 題があるというふうになってしまうわけです。

○議長(小安博之君) 藤乗議員に申し上げます。

再々質問であれば認めますけれども、そうでなければそれ以上認めません。次へいってください。

- ○8番(藤乗一由君) はい。再質問です。
- ○議長(小安博之君) はい。
- ○8番(藤乗一由君) 中心市街地調査計画、先ほど言いましたが、この調査内容、これに関して、報告された内容に関して、私自身は先ほど申し上げましたように賛成できるものではないということでありますけれども、そうした今申し上げたような公民館の状況、それも踏まえて、町全体の公共施設というもののあり方からして考えていただきたいと。

今現在、保育所の活用ということを提案しておりますが、同時にそうした全体の施設というものも計画をしっかりつくって、将来的なものとして進めていただきたいというふうに思っているわけですけれども、目先の保育所のことだけというわけではございません。その辺について、簡単にいただけるとありがたいです。

- ○議長(小安博之君) 答弁願えますか。町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) ご質問の趣旨は、そういった全体をにらんでの利用の考えの上、そういった考えに乗っていますかということでございましょうか。
- ○8番(藤乗一由君) そうですね。
- ○町長(馬淵昌也君) はい、それはおっしゃるとおりであります。例えば、今おっしゃっていただいた公民館のこと、和室について耐震性が低いということについては事実でございます。私どもも重々そのことは考えております。

そういったことと、こちらの施設の利用等を連動させながら考えるべきであるというのは おっしゃるとおりだと思いますが、移転したときの経緯があくまで津波の危険を回避すると いうことでの移転でございました。それ以外の要因が、一宮保育所の場所の移転については なかったかと思います。

となりますと、その要因については公共施設としてやはり使うときには、一方で中央公民館の問題はおっしゃるとおりでありますけれども、それよりも深刻な課題としてこの避難の利便性というものが確保されることは、この旧一宮保育所については特別必要なことかなと私は思っているところであります。

これは議会でのご議論、かつて移転をめぐっての議会でのご議論の中でもその点は大変皆様がさまざまに語っていただいたところだと思いますので、重く捉えているわけであります。いずれにしましても、その旧一宮保育所の固有の文脈と、それからそれにあわせて今、藤乗議員からおっしゃっていただいた全町的な視野、これをあわせて私ども考えさせていただきたく存じます。そのようにこれまでも考えてまいった次第であります。

○議長(小安博之君) 質問の途中ですが、藤乗一由君に申し上げます。

質問の要旨を整理され、簡潔にわかりやすく質問されますようご注意申し上げます。

また、答弁される方にお願い申し上げます。回答におきましても、わかりやすく簡潔に回答されますようお願い申し上げます。

1問目にかけましては、再々質問まで終わりました。続きまして、次の質問をお願いいたします。

藤乗一由君。

○8番(藤乗一由君) では、2点目です。

公共施設や学校施設内の利用環境の整備に関しまして、来年度の事業計画についてお伺い

いたします。

前回定例会におきまして公共施設、特に社会教育施設や学校教育施設の改修や改築ということについて言及したわけですけれども、この辺のところが現状では財政的な問題もありますし、一つには全体的な今後の計画というものがいまだつくられていないという状況でありますから、少なくともすぐにこれに取りかかるということは難しい状況だということは了解しております。

ただ、利用者の方が不便だなと、もっとこうなってほしいなというふうに感じながら使われている状況と、そういうのはさすがに問題ではないかと思います。利用者がより快適に、不自由なく使えるというような工夫をすべきだという提案をいたしました。

そこで、来年度予算も大詰めを迎えるところで、その提案が生かされているものなのかど うなのか、現在の担当としての基本的な方向性、考え方、望む方向、方針、これについてお 伺いしたいと思います。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁願います。

藍野教育長。

○教育長(藍野和郎君) それでは、藤乗議員のご質問にお答えいたします。

まず、学校教育施設について、前回の定例会におきましてお答えいたしましたとおり、学校の施設整備につきましては、学校側の要望、また、教育委員会による現場踏査の結果に基づきまして、第一に安全性、次に緊急性、利便性等々を考慮し、優先順位をつけて整備を推進しております。来年度の事業計画につきましても、協議検討を踏まえ予算要求をしたところであり、今後もそのように進めてまいります。

また、社会教育施設につきましては、これも同様に考えておりまして、特に中央公民館、GSSセンターなどの施設は日常の利用者も多い、加えて災害時の避難所にも指定されておりますので、まずは利用者の目線に立って、利用者の皆様のご意見、ご要望を伺いながら、小さな修繕からでも整備を進めてまいりたいと思います。古い施設であっても、安全で快適で温かみのある施設整備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁ありました。

再質問はございますか。

藤乗一由君。

○8番(藤乗一由君) ただいまお答えいただきました。

それで、できることならば本来は具体的にどういうことをされたいかということをお聞き したいところなんですけれども、安全で安心をという視点であるということでお伺いしたの で、大規模改修というもの、あるいは改築というものが難しい状況だとは思いますが、これ は無計画にというのは望ましくないからでもありますが、長期的なビジョンというものもき ちんとつくっていただいて、しかも、こうして現状で施設利用者が快適に不便なくというよ うなことを目指すというためには、それなりに皆様のお声を収集するですとかというような ご意見を伺って……

○議長(小安博之君) 藤乗議員に申し上げます。

再質問であれば簡潔にお願いします。そうでなければ、次の質問にいってもらえませんで しょうか。お願いします。

- ○8番 (藤乗一由君) たびたびご指摘を受けますが、再質問として発言しております。
- ○議長(小安博之君) 簡潔にお願いいたします。
- ○8番(藤乗一由君) 説明が必要だと思いますので、ここで説明させていただきます。よろ しくお願いします、議長。
- ○議長(小安博之君) 再質問であれば、どうぞ。
- ○8番(藤乗一由君) この大きなコストをかけずに低予算での整備管理ということに関してですけれども、これについて本年度早急に取りかかる部分、あるいはそういう考えがあるのかどうなのかというところを、できれば具体的にお聞かせいただけるとありがたいです。
- ○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

答弁願います。

藍野教育長。

○教育長(藍野和郎君) 藤乗議員の再質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、大規模改修はコストの面からもすぐにできるものではございません。まずは、利用していただく方の安心・安全を第一にして、施設の環境整備、身近な修繕などを 先行、優先して行っております。また、これからもそういうふうにしていきたいと思っております。

また、学校施設についても、子供たちの安全の確保、子供たちが安心して学習に取り組める、そういう環境整備を最優先して、順次施設の利便性を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再々質問はございますか。

藤乗一由君。

○8番(藤乗一由君) さきの教育長のお話を踏まえまして、再度町長のお考えをお伺いしたいんですが、具体的にはというところですが、例えば中学校のトイレですけれども、子供たちは和式のトイレになじまない、使えないんですね。嫌なんです。だから、洋式のトイレじゃないとだめなんです。

ところが、洋式は各トイレに1カ所しかない。例えば、中学校の普通教室棟のトイレを全部洋式に変えたとしても、恐らく200万前後あれば可能だと思います。GSSセンターなんかの場合には、観客席の3分の1程度が壊れております。そういったところはご存じなのかどうかわかりませんが、避難所として設置して大勢の方がいらっしゃった場合には、かえって危険な状況になってしまう。そこで、使えない部分や危ない部分は撤去されたというふうにお聞きしています。

また、ここを使って大会を開催しようとしても大変不便な状況で、それが足かせとなって しまうというようなこともあります。さらに、中央公民館のトイレが、これはスロープをし てありますが、これは何とあれを設置して40年近くもたつわけですね。そのまま放置されて います。もう80ぐらいにもなれる元職員の方が、私がいたころにやったんだよというような 状況です。

そういうふうに施設の利用環境というものを町民目線、あるいは利用者、児童生徒の目線 というのがないという状況が、それ自体が非常に残念な状況で、そういう視点であるからこ そ、施設の老朽化というのがより進んでしまうというようなことがあると思います。そうし た点を踏まえて、再度町長のお考えを伺いたいと思います。

○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) ご質問の趣旨に沿っていなかったらおわび申し上げますが、お手洗い のご不便については、よく知悉をいたしております。私自身も使わせていただくことが往々 にしてございますので、よく存じております。

そうしたことにつきましては、学校の子供さん方、あるいは先生方、そして教育委員会の ほうで一つ一つのニーズをよく検討しながら、そして最も緊要性の高いところから、私ども 執行部のほうへ要望を上げていただいております。私どもといたしましては、それを踏まえて一つ一つ順次整備を進めていくということであります。その検討の段階で、生徒さん方のニーズ、町民の皆様のニーズは十分踏まえられながら進んでいるかと思います。

お手洗いにつきましては、私のときになって急におかしなトイレを設置したわけではなく て、今もおっしゃっていただいたとおり、数十年のものでございますので、順次これはこれ から改めていければと私は思うところであります。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 再々質問まで終わりました。 次の質問を願います。
- ○8番(藤乗一由君) ふるさと納税などもございますので、そうしたことを積極的に利用して環境整備をしていただきたいと思います。

では、3点目ですけれども、近年行われてきました各種事業計画、調査報告、その実態と活用・利用の状況、問題点などについてお伺いしたいと思います。中で2つお伺いいたします。

町ではこれまで毎年のように業者委託をしまして、各種の大規模な予算を投入した計画策定と調査、その他それに類する事業を幾つも行ってまいりました。最近の例で幾つか挙げますと、平成27年度に総合戦略策定委託、同じく27年度に農産加工物開発等の委託、地域再生計画作成の委託と、27、28年度、2年間にわたりまして公共施設等総合管理計画作成の委託、28年度にはサーフォノミクスの調査、基本計画作成の委託と。28年度に、先ほども申しました一宮駅周辺整備調査委託、29年度には、一宮駅の東口開設のための町民アンケート調査といったようなものがざっと挙げただけでも幾つも出てきますが、これらは数百万円から1,000万円近くの経費をかけて、これらだけを合計しても5,300万円近くという経費がかけられています。

それにもかかわらず、これらは地方創生の申請に必要なものというものもたくさんございますが、ではあっても、これらの大半が翌年度以降の事業に調査報告とその結果といったものが十分反映されているとは言えないというところがございます。

例として、最初の質問で挙げました中心市街地の調査、これなんですけれども、一宮駅周 辺整備事業委託となっていますが、約990万円。これは内容からして先ほどの保育所のリノ ベーションも含まれているんですけれども、実際にはその内容は非常に稚拙なものであると いうふうにしか見えません。 そこで、職員の皆さんに私が聞いたところでも、こういった報告書が存在すら知られていないというケースもあるわけですね。その辺のところをどのようにお考えなのかということが一つ。

そして、さらに2番目としまして、そのような状況であることで、無駄な支出になってしまっているというこれを改善するために、今後どのようにすべきかお考えを伺いたいと思います。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁願います。

渡邉企画課長。

○企画課長(渡邉高明君) 近年の各種事業計画や調査報告書に関する2つのご質問ですが、 関連しますので一括してお答えします。

藤乗議員が具体的に挙げられた計画等のうち、一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略、一宮町ふるさと産品等商品開発事業、一宮町地域再生計画、一宮町中心市街地調査計画は、まち・ひと・しごと創生法に基づき策定した計画であり、策定に要した事業費は全て国の交付金で賄われるとともに、策定した計画を踏まえ、国から合計 2 億2,100万円の交付金が交付され、当交付金は駅前商店街の空き店舗を再生した S U Z U M I N E や、一宮町駅前観光拠点施設の整備等に充てられ、町の活性化に役立っております。

次に、一宮町公共施設等総合管理計画は、厳しい財政状況が続く中で、長期的な視点に立って公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行う必要性が高まっていることを受け、平成26年4月に総務大臣通知で全国の自治体へ公共施設等総合管理計画を策定するよう要請があったことを受けて策定を行ったものであり、今後はこの計画をもとに町民の皆様や議会の皆様のご意見を賜りながら、施設ごとの更新、統廃合、再編方針を取りまとめていきたいと考えております。

また、JR上総一ノ宮駅東口開設アンケート調査は、長年の懸案である駅東口の開設について、町民の方々から多くのご要望がある一方で、財政負担も大きいことから、事業の是非を判断するに当たっては、町民の皆様のご意向を直接確認することが必要だと判断し、実施を行ったものであり、結果、財政負担があっても東口の開設は必要との民意を確認できたため、事業実施に踏み切ったものです。

このように、町では近年行ってきた各種計画の策定やアンケートをその後の施策に役立て ており、無駄な支出をしていると考えておりませんが、今後ともそうした疑念を招かぬよう 留意してまいります。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 塩田総務課長。
- ○総務課長(塩田 健君) 職員間の情報共有についてでございますが、今後、庁内の組織横断的な施策展開がますます重要となることから、職員に対しては日ごろからみずからの事務分掌はもとより、町施策全般への関心を持ちながら職務に当たるよう指導してきたところではございますが、ただいま議員のほうからご指摘がございましたので、改めて指導を注意してまいりたいと考えます。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。藤乗一由君。
- ○8番(藤乗一由君) 私が先ほど挙げました計画ですとか、報告ですとかということの部分 につきまして、何をもって無駄なのかというところが、いま一つおわかりいただけない部分 がもしかしたらあるかもしれませんので、ご説明を含めてお聞きしたいことを申し上げます。 一例としましては、たびたび申し上げている一宮駅周辺整備調査委託、990万円というふうに先ほど申し上げました。中身は、市街地での人の動きと空き家の調査をして、リノベーションの計画案、まちづくりの計画案を報告するというものでした。

この調査自体は、これは高校生でも可能なレベルのものです。しかも、この990万というものを外部委託する場合には、その額が適正かどうかというのは別としても、それで調査員が動いて、報告書を作成して出すはずのものです。ところが、これはまちづくり会社の一宮リアライズに町から委託しているんですが、990万円と、約その金額で。ところが、それを調査している人間の人件費は、別途に町が負担しているんですね。そういったお金の部分も非常に妙だという部分があります。そういったところでも、具体的には無駄なお金を使っているということになっています。

ですから、そういったところもきちんと踏まえて、こういった委託というものを考えていただきたいし、それが適正なのかどうなのかというところをチェックしていただかないといけないと思います。

そこで、先ほど来挙げたようなこういう報告書、成果物について、町長はこれらについて ご存じで、目を通しておられて、あるいはこういう点が問題だとかというようなことをお感 じになられる部分があるのかどうなのか、その点だけでも、ちゃんと見ているのかどうなの かということですけれどもね。その点だけでも確認させていただきたいんですが、お願いいたします。

- ○議長(小安博之君) 答弁願います。町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) 私は全ての報告書、一つ最低で2回以上読んでおります。そして、各種の施策を立案するときに、それを何ページにどう書いてあったかということは記憶に残っていますので、そういったものをもう一回参照して、職員諸君と共有しながら進むことにしています。ディテールまで今全部お答えすることはできませんけれども、そういうふうな利用をしておりますので、私にとっては無駄にはなっていないと。

それから、職員間の共有云々というお話、先ほどございました。私としてはそういった施策を展開するとき、あそこの報告書にこう書いてあるから、それを改めて読んでもらいたいというふうに、職員のほうへは私のほうから依頼をします。そういうことで情報を共有して、一緒にやっているというのが正直なところであります。ですので、私にとっては全く無駄ではないというふうに感じておるところであります。

それともう一つ、その一宮駅周辺整備調査委託の人件費の問題というのは、私もちょっと 十分その費用の支出の形について、今もう一回調べてみないと明確な認識を持てないところ でありますが、少なくともこうしたものにつきましては、私どもは今、令和元年度、平成で 申しますと31年度であります。平成28年度に行われたもので、既に監査委員の皆様のしっか りとした監査を受けて、その支出の適正さについては既に承認をいただいていると思います ので、ちょっとご注意いただきたいと私は思うところでございます。よろしくお願いします。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

藤乗一由君。

○8番(藤乗一由君) 了解いたしました。町長はそれは見ていらっしゃるということで、了 解いたしました。

4点目としまして、来年度のオリンピック以後、来年度あるいはそれ以後も含めてなんですけれども、オリンピック以後の一宮の方向性についてお伺いいたします。

これまで、一宮でのオリンピック開催決定、それを機に町への集客、移住定住の増加、経済効果、こういったものがあったというふうに発表されていますが、同時に、従来からございます各種のイベント、新規のイベント、こういったものも相乗効果を期待して実施しているものだと思います。

そこで、それらをもとに今後、一宮の施策を具体的にどうする考えなのかと、基本的な考 え方の部分は一緒ですけれども、これについて3点お伺いします。

1としまして、各種のイベントでの実態調査の状況、実施の結果、個別具体的な経済効果の実態についてお伺いいたします。

2としまして、これを踏まえて、来年度どのような形で事業に取り組む考えなのかという こと。

3点目としまして、来年度以降、これをどのように生かしていくかというビジョンという 部分ですけれども、これについて伺います。

なお、1につきまして実態調査の状況というところで、以前にお伺いした部分につきましては、多少省略いただく部分もあるかと思いますが、その点も踏まえてお答えいただきたい と思います。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁願います。

渡邉企画課長。

○企画課長(渡邉高明君) それでは、藤乗議員の1点目の各種イベントでの実態等について のご質問にお答えいたします。

町ではオリンピック開催の機運醸成を図るため、さまざまなイベント等を開催しておりますが、主なイベントの状況等を答弁させていただきます。

まず、九十九里トライアスロン大会でございますが、町は近隣市町村とともに実行委員会の委員として大会における指導、助言、支援を行っております。本大会の状況や結果の実態は、事務局である株式会社アスロニアが調査を行い、町へ報告書が提出されております。経済効果の実態は把握しておりませんが、今大会期間中には町内の86店舗で利用できる1,000円のクーポンを主催側で発行し、343名の参加者にご利用いただきました。

次に、一宮町納涼花火大会でございますが、町は町観光協会と共催しており、町職員が大会実施に協力をしております。本大会の状況や結果の実態は、観光協会事務局で課題や問題点を毎年検証し、次年度に改善を図っておりますが、経済効果の実態は把握しておりません。

最後に、QS6000 ICHINOMIYA CHIBA OPENにつきましては、6月の定例会の藤乗議員の一般質問で、QS6000などの集客その他の状況と効果、町への経済的な還元などについてへの答弁のとおりでございます。なお、経済効果については、QS6000ではアンケート調査結果から推計値を算出しております。

2点目の、来年度の具体的にどのような事業に取り組むのかについてお答えいたします。 来年度の具体的な事業としましては、大きな柱としては、町民の皆様の生活の安全を確保 するため、老朽化した中央ポンプ場の改修事業を予算審議いただきたいと考えております。 そのほか、継続事業として上総一ノ宮駅東口開設事業等についても予算審議いただきたいと 考えております。

3点目の、オリンピック以後にどのように生かす考えかについてお答えします。

オリンピック開催の効果を町の発展に着実に結びつけるとともに、町民の皆様の安心・安全なまちづくりの取り組みとして、防災事業を主眼に置き、取り組んでまいりたいと考えております。このほか、来年第1期の一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略が計画終了期となることから、これまでのさまざまな計画調査等を最大限生かしまして、町への集客、移住定住の増加、経済効果を戦略とした第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しまして、持続可能なまちづくりを目指したいと考えております。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

藤乗一由君。

○8番(藤乗一由君) イベントですとか、その他によって期待された効果を継続させるため の事業、本年度、あるいはこれまで進めてきた事業、これを生かすための事業、こういった ことにつきまして、来年度に関しては、今のご説明の中では取り組まない部分があるのかど うなのかというような、その辺のところがよくわかりません。

それ以降につきましても、いまだはっきりとしたお答えにはなっていないというところで、 私も本年、まち・ひと・しごと創生総合戦略の委員の1名ということで、さきに会議があっ た中に出席させていただきました。それで、町としてはこれを中心にしてサーフォノミクス、 これが一つの柱として進めていきたいというお考えがあるというようにお伺いしました。

ただ、この基本方針というものをはっきりさせるためには、データですとか、情報ですとか、こうしたものが欠かせないはずですが、残念ながらそういったものの収集というものが、これまでほとんど取り組まれていないという現状があります。

唯一、本年度のQS6000における集客ですとか、アンケートといったところで、それ以外は、次の事業をするために先ほども出しました調査をよそに、外部の業者に委託するということで、大変莫大な予算をかけて調べているわけですね。

そういった状況で3点ほどお伺いしたいんですが、イベントや事業ごとに実態調査、データ、基本的な情報の調査を進めるべきと、今まで以上にきちっとそういった点に注力するべきと考えますが、いかがでしょうかという点。

2つ目としまして、各事業に関しまして、常に問題点、意見、その他を確認し、各事業のチェック、これが必要だと思います。国のほうでもPDCAということをしきりに言っているわけですから、そのCに当たるチェックをきちんとしていただきたいという点、その点についてどのような取り組みをお考えかと。

3点目として、継続的な事業、生きた事業を進めるために、町長を初め職員の皆さんが相互に情報共有できるようにするべきだと思います。そういう仕組みをつくらなければいけないと思います。これは職員の配置転換ですとか管理職、それから担当者の交代、これが役所の場合には頻繁にあるわけですけれども、それによって知識、経験が途切れてしまうと。それによって、その報告が以前どうだったかと、こういうことを調べたということ自体が知られていないというケースが多々あります。職員の皆さんに、管理職の皆さんにお聞きした場合でも、そういったケースがあるということを非常に残念に感じた部分が多々ございます。そうした点をお聞きしたいと思います。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁願います。

渡邉企画課長。

○企画課長(渡邉高明君) 藤乗議員の再質問、1点目と2点目のご質問ですが、関連します ので一括してお答えします。

各種のイベント、例えば先ほど答弁しました九十九里トライアスロン大会や一宮町納涼花 火大会や、QS6000 ICHINOMIYA CHIBA OPENは、それぞれの主催団 体を中心に、イベント終了後に関係者で会議等において方針、内容、結果を踏まえたイベン トの問題点や、課題や要望、意見等を持ち寄り、次回開催がより効果的になるための改善に 取り組んでおります。

また、町の事業の実施に当たっては、事業の効果や町民のニーズを踏まえ予算を編成し、 事業の実施に当たっては、できるだけ効果的な執行に努めるとともに、実施後には監査委員 の監査や議会の決算審査をいただき、見直すべき点は見直しております。

3点目の情報共有のご質問でございますが、職員に対しては今後ともPDCA、つまり計画、実行、評価、改善の手順を意識し、職務に当たるよう引き続き指導してまいります。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再々質問はございますか。

藤乗一由君。

- ○8番(藤乗一由君) 要望という形になるかとは思いますが。
- ○議長(小安博之君) 簡潔にお願いいたします。すみません。
- ○8番(藤乗一由君) はい。町長のお話では、そうした報告書なりというものは常に目を通されているということでございましたが、そうしますと、町長はご存じだけれども、場合によっては職員の皆さんは知っているものもあり、知らないものもありという状況になっているというケースで、そうしますと、多様な意見が出にくいという状況もあるかと思います。

そうした意味で、そうした情報をちゃんと共有するということは重要ですし、町民の皆さんや外部からの意見も集めるということも重要だと思います。町長は、いろいろな地区の集まりだとか、お出でになっているというふうにお聞きしますが、そういった場でそうした意見が本当に聞けるのかどうなのかというのは、実際のところを疑問な部分もございます。

そうしたこともありますので、情報の収集の仕方についても、もうちょっと考えていただかなければいけないのではないかと思います。その点について町長にもよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長(小安博之君) 以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時01分

○議長(小安博之君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 大橋照雄君

- ○議長(小安博之君) 次に、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。 4番、大橋照雄君。
- ○4番(大橋照雄君) 4番、大橋照雄でございます。

私は質問が大きく分けて4つありまして、一つずつお答えをお願いしたいと思います。

- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○4番(大橋照雄君) まず1番目、災害対策の活動状況についてでございます。

今回、3つの台風によりまして、多くの被害を受けられた方々がいらっしゃいます。心よりお見舞い申し上げますと同時に、一日も早い復旧を願っております。そして、もしできることであれば、協力をしてさしあげたいと思っております。

1番、災害対策の活動状況について。

台風15、19、21号と相次ぐ災害で、改めて災害に強いまちづくりを強化する必要を強く感じた。町は災害対策本部を台風ごとに立ち上げたと聞く。しかし、町のホームページを見ても、町が何をしたのか一向によくわからない、そういう声が聞こえています。

例えば、避難所をいつあけた、いつ閉鎖したのか、何人がどこへ避難したか、当然把握していると思うが、そういうことの具体的なことをお聞かせいただきたい。

また、今回の災害を徹底的に検証することが、今後の被害を軽減する近道だと考えております。町長は9月の議会で、オリンピックが終わってから防災課の設置を検討しますという答弁がありました。災害はいつ来るかわからない。それでよいのかお伺いしたい。これが1番目です。

○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

答弁をお願いいたします。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、大橋議員の質問にお答えいたします。

まず1点目でございますが、町のホームページを見ても、町が何をしたか一向にわからないとのお話でございますが、災害が予想されるときや災害時には、町から防災無線放送、防災メール及びホームページを活用して、避難所情報、ブルーシートの配布、災害ごみの受け入れ等を住民にお知らせしてまいりました。また、千葉県のホームページ内の千葉県防災ポータルサイトにも、町の災害対策本部設置情報や避難情報等を掲載しており、これらの情報はNHKの災害情報にも反映させておるところであります。

避難所ですが、まず、台風15号では9月8日午後4時に自主避難所として中央公民館を開設し、暴風雨による避難者は最大時2世帯3人でした。また、停電による避難者は最大時11世帯、17人でした。9月13日の午後4時に自主避難所を閉鎖いたしました。

次に、台風19号では10月11日午後1時に、中央公民館及びGSSセンター、12日の午前10

時30分に一宮小学校、午後3時30分に東浪見小学校を避難所として開設いたしました。避難者は最大時、中央公民館で104世帯175人、GSSセンターで133世帯328人、一宮小学校37世帯110人、東浪見小学校6世帯10人でした。避難所の閉鎖ですが、13日の午前7時30分に中央公民館、一宮小学校及び東浪見小学校を、3カ所を閉鎖しました。また、GSSセンターは午前10時50分に自主避難所に切りかえ、午後4時30分に閉鎖いたしました。

最後に、10月25日の大雨では、中央公民館、GSSセンター及び東浪見小学校を午後1時に避難所として開設し、避難者は最大時、中央公民館24世帯34人、GSSセンター30世帯58人、東浪見小学校2世帯3人でした。避難所の閉鎖ですが、東浪見小学校を午後7時に、GSSセンターを午後10時15分に、中央公民館は翌26日の午前7時30分に閉鎖したところでございます。

次に、防災課の設置についてでございますが、防災課の設置自体に伴う機構改革等については、まずは防災課の必要性の検討、これだけではなく役所の執務体制全体の見直し等が必要となりますが、現在の執務体制では東京オリンピック大会のサーフィン競技の成功に向けた体制であり、この現状の体制の変更はどうしても物理的にはオリンピック大会終了後に検討することとなることから、判断しているところでございます。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問。

大橋照雄君。

○4番(大橋照雄君) では、再質問をお願いします。

防災に関しては、いろいろな方が今回多く質問されていますので、精査しまして簡潔にご 質問させていただきます。

まず、避難所として利用したGSSセンターは、空調機はありますか。それから、プライバシーを守る用具等は用意してありましたか。その説明をお願いします。

2番目、台風19号で避難所の設置に問題があったと聞いている。具体的にどのような問題があり、今後どうするか答えてください。

3番目、昨年、予算説明会のとき、車両2台が購入予定があった。購入するなら非常用電源車として活用できるEVまたはPHVを私はお薦めしたが、どうなったか説明願いたい。

4番目、町長にお尋ねします。オリンピックの成功が、町民の命を守る防災より優先施策 業務であると受け取ってよろしいですか。 5番目、自主避難できない人々は自助、共助で対応する方針のようだが、その点を伝達し、 打ち合わせは十分されているか。それは具体的にどうなったかを説明願います。

6番目、津波情報をどのように知らせ、どう避難させるか、対策はありますか。それをど う来町したサーファーに伝えるかお知らせください。

町内各所で停電が起き、生活に多大な支障を生じたが、何か良策はあるか。あったらお示しください。

最後に、被災者へ町独自の支援は考えていますか。

あと、これはけさの新聞に載っておりましたが、国は防災無線に関して1万台を配布する 計画があるそうです。これも一つの考えの中に入れていただければと思います。

あともう一つは、復旧加速26兆円の予算が検討されております。この中に、発電機を導入するような話が出ております。ここの点も十分検討要素として扱ってほしいと思います。

とりあえず、再質問は8つお願いします。

- ○議長(小安博之君) 町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) 町長へお尋ねのところを先にお答えをさせていただきます。

オリンピックの成功が、町民の命を守る防災より優先施策業務であると受け取ってよろしいかというご質問ですが、議員ご指摘のオリンピック優先は全く当てはまらないものと考えております。防災課の問題ですが、現在総務課に3名の担当者がおり、災害が予測される場合や災害発生時には、この3名を中核に本庁舎の職員全員で対応する体制をとっております。私が申し上げたことは、あくまで防災課を設置するに当たっての実務的な工程についての

回答でございます。災害軽視という考えは全くございません。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 塩田総務課長。
- ○総務課長(塩田 健君) それでは、そのほかの質問にお答えします。

まず、GSSセンターについてでございますが、会議室には空調設備はありますが、もともと体育施設であるため、アリーナには空調設備はございません。プライバシー等を守る用具とのことでございますが、数量に限りがありますので、基本的には全ての避難所において渡すことは現在しておりません。

次に、台風19号で避難所の設置に問題があったとのことですが、もともと水害の想定では、 一宮川周辺の住民の避難所として中央公民館を開設してきたところでございますが、山間部 の土砂災害などを考慮し、GSSセンターもあわせて開設したものでございます。 しかしながら、台風19号による避難者の数が想定よりも多く、施設の収容人数を上回る状況でしたので、東浪見については遅れての開設となったものでございます。また、公民館の避難者が多くなり、4階の議員控室も急遽避難所として活用いたしました。今後は、同様の状況となることが予想される場合は、適切な避難所開設に向けて対応を見直してまいりたいと思います。

次に、今年度購入の車両についてでございますが、2台とも使用していた車両の後継車種を選定したため、EVもしくはPHVについては導入しておりません。しかしながら、今後の購入車両についての検討課題だとは捉えております。

続き、自主避難できない人についてでございますが、自助、共助については、テレビ、ラジオなども報道されているとおりであり、まずは自助、それから共助というのが防災の基本的な考えであります。住民の方には、防災訓練や平時などの機会を通して、避難の場所とか手段について再度確認をお願いする次第でございます。なお、自力で避難できない方については、可能な限り避難所での送迎を行っております。

次に、津波情報が発表された場合ですが、J-ALERTにより防災行政無線の屋外スピーカーから放送を行っております。そのほか、海水浴場開設時期では監視詰所からオレンジフラッグ等でお知らせをすることとなっております。また、今後は災害の対応については、SNSの活用も強化していきたいと考えております。

次に、停電が発生した場合ですが、復旧作業については区域の把握など、東京電力や関係機関と連携の上、進めてまいりたいと考えております。また、長期間の停電により生活に支障を来すことも考えられるため、今後、停電を引き起こしやすい場所の把握や、電柱の地中化を含めて、東京電力と協議を行う考えでございます。

最後に、避難者への町独自の支援ですが、現在、災害により住家等損壊を受けた方々の被 災者に対して、国・県及び市町村で支援を行っております。現在、町独自の支援策はありま せんが、これについても今後の検討課題と考えております。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再々質問はありますか。

大橋照雄君。

○4番(大橋照雄君) それでは、再々質問をお願いします。

まず1点は、自主避難できない方が当然想定されますので、この方たち向けにシェルター

というものを設置してはどうかと、そういう提案をしたいと思います。

それから、海の中に入っているサーファーは警報が聞こえないことが十分考えられる。これは、一つには海のそばにその警報装置がついていないから。だから、こういう装置とか、あるいは海から上がるのに時間がかかって避難が遅れるということは十分想定できますので、簡易式の避難タワーを検討してはどうかなという、そういう提案をします。

それからもう一つ、自主電源の避難所などの防災体制の計画は立てていないのか。そうい う問題です。

以上3点をもう一度お願いします。

- ○議長(小安博之君) 塩田総務課長。
- ○総務課長(塩田 健君) それでは、大橋議員の再々質問にお答えいたします。

まず最初に、自主避難のできない人々にシェルター設置は考えないのかとの質問でございますが、現状ではどのようなものが考えられるか、また、その費用や効果などについても不明であり、現在は特に検討しておりません。

次に、サーファーに津波警報が聞こえたのか確認したのか、聞こえない場合を想定し、簡易避難タワーと警報装置の設置は考えないのかとの質問でございますが、このようなハードの整備については、費用だけではなく景観の問題もあること、そして、一宮の海岸全域に日々移動して点在するサーファー全員に確実に情報を伝えることなどを考慮すると、非常に厳しい課題だと考えます。

最後に、自主電源で避難所などの防災対策の計画は立てないのかとの質問でございますが、 避難所施設自体の構造や整備費用の面からすぐに対応することは難しいと考えますが、今後、 国の補助金などを模索しながら、今後の課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 再々質問の答弁が終わりました。 次の質問を願います。
- ○4番(大橋照雄君) 2つ目の質問をお願いします。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○4番(大橋照雄君) まず、秘書課は必要なのか。これは非常に何人かの方も同様な意見を お聞きしましたので、あえてここで取り上げさせてもらいました。町では秘書課を設置し、 正職員3名、臨時職員2名(外国人の方を含む)が配置され、平成30年度は2,421万5,000円 の人件費が使われました。

私の知る限りでは、千葉県内の町村で秘書課があるのは一宮町だけであり、人口1万2,000人の町に本当に秘書課が必要なのか疑問である。秘書課は町長のための課になっているのではないか。町民の血税は町民のために使うべきであると考えるが、町長のお考えを伺いたい。お願いします。

○議長(小安博之君) 答弁を求めます。

川島副町長。

○副町長(川島敏文君) 秘書広報課の設置に関するご質問にお答えいたします。

町では町政や町の魅力などの情報発信力の強化を図るためには、広報部門の強化を図る必要があると考え、まちづくり推進課から広報業務を独立させるとともに、総務課から秘書業務を独立させ、秘書広報課を設置することとし、平成29年3月議会に一宮町事務分掌条例の一部を改正する条例を上程し、議員の皆様に慎重にご審議いただいた上、賛成多数で可決していただき、平成29年度から設置したものです。

議員から、秘書広報課の人員が正規職員3名、非常勤職員2名で構成されており、経費も 過大であるかのようなご指摘がありましたが、旧体制では秘書広報業務に携わる人員は常勤 職員が総務課では課長1名、庶務グループ長1名、秘書担当1名、まちづくり推進課では課 長1名、まちづくり推進グループ長1名、広報担当1名の合計6名、非常勤職員が運転手1 名の合計7名であり、単純な比較は適当ではないものの、秘書広報業務に携わる人員は体制 の見直しにより減少しております。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 再質問どうぞ。
- ○4番(大橋照雄君) 再質問をお願いします。

この回答は、これは町長がみずからおつくりになった回答ではないようなお話を聞きましたので、大変職員の方がご苦労なさっている、そういう私は姿が目に浮かびまして、大変すごい質問をしてしまったなということを今反省しておりますが、最初の回答の中に、町長が要するに議会に諮ってこの組織はつくったもので、議会も承認している、私が独断でやったものじゃないというようなお答えをいただきました。

それで、この様子が手にとるようにわかるんです。要するに、秘書課の方々のね。今、インターネットなんかでも多くの町民が見ていると思います。町長1年、1期4年で、この秘書課の方たちの人件費だけで1億円近くになります。私が町民を代表して言いたいことは、5人の優秀な人材を町長の秘書課として縛りを入れて、働かせていること自体が残念でなら

ないということです。その分、ほかの課の人材が減るわけですから、住民サービスの効率の 件から見ても非常に不合理です。そういうところを私は申し上げたいと言っております。

ちょっと内容は尻切れとんぼなんですが、以上のことをお答え願いたいと思います。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) ご質問がないように拝聴いたしましたが、私のほうからお答えをいたします。

まず、秘書広報課を設定したことにつきましては、先ほど副町長のほうからお答えを申し上げたとおりであります。私がまず一つ申し上げたいのは、秘書課ではございません。これは秘書広報課であります。どうぞよろしくお願いいたします。

その上で申し上げますけれども、私が登板する前から、これは一つ考えていたことであります。一宮町は大変すぐれたものがたくさんあるんですけれども、残念ながら、このすぐれたものをたくさん持っていることに見合っただけの知名度が、今のところまだないということであります。そこで、私といたしましては、一宮町の知名度を大いに上げて、町の増進を図りたいと強く願っておりました。そういうことで私、平成29年度の機構改革の中で、秘書広報課の設置を皆様にお諮りをして、お認めいただいたということであります。

特に、そのとき申し上げたのは、この広報の業務でありますね。これがやはり非常に重要であるということであります。私どもの町には来年、東京オリンピックのサーフィン競技がまいりますけれども、こういった好機を捉えて、ぜひとも広報を強めなくてはいけない。もう既に今、一宮にはいいものがたくさんございますけれども、発進力が弱かったがゆえに知名度がアップしていないとすれば、オリンピックの到来において、内外から集まる注目に対して的確に情報を発信していくこと、お届けすることが何より重要だと思いました。そこで、秘書広報課というものをつくっていこうということになったわけであります。

実際のところ、では秘書はどうかということでありますけれども、秘書は秘書広報課で1人、秘書業務を担当しております。この秘書広報課の中での秘書につきましては、私は町長みずからが、トップセールスというのもおこがましいことかもしれませんが、町の中、あるいは町の外、できる限り現場へ出て、皆様とさまざまな意見を交換させていただく、そして、特に町の外に出るについては、できる限り町の宣伝を行うと、そういったことから、従来にも増して町長はスケジュールの調整が非常に難度が高くなると、私はみずから登板したとき

に考えたものであります。

そこで、総務の中で他の業務を兼ねながら秘書業務をするということから、私としては町 長の仕事も広報の一部であると考えましたので、秘書広報課、広報課でございます、どうぞ よろしくお願いします。そこに含めて、秘書の業務を置こうと考えたわけであります。総務 の業務から、広報の業務と兼ねてもらうということにいたしました。

そして、では、これが予算が使われて無駄であったかということでありますけれども、私の今の認識では、例えば町勢要覧ですね。これを2部作成いたしました。日本語版と英語版とございます。これは非常にクオリティーが高く、内外の評価をいただいておりますが、これは全く秘書広報課の内部でつくったものであります。外部にお金を出して、先ほどのご議論にもありましたが、業者に委託するというものではありません。これで2部作成いたしたということであります。

また、町の広報につきましても、現在、非常にクオリティーが高いということで、郡内では高い評価をいただいております。そういったこと、それからマスコミへの露出が非常に一宮町、多くなっております。これにつきましても、この秘書広報課のほうからマスコミの各社のほうへ強くさまざまな情報を差し上げて、緊密に連携をとることによって初めて可能になったことであります。

そういったことから考えますと、この秘書広報課、何度も強調して恐縮ですが、秘書広報 課の設置は、私は所期の目的を果たしつつあると考えるものでありまして、大橋議員にはそ のあたりもお酌み取りいただければと思うところであります。

以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。大橋照雄君。
- ○4番(大橋照雄君) 再質問。今のご説明で十分に効果があった施策であるということをお聞きしましたが、私は効果が余り見られないと。私は要するに、これは見解の相違になっちゃいますが、私なんかにしてみると非常に効果がないんじゃないかと、忙しいということはわかっております。それは広報という仕事も秘書課のほうで担っているので、非常に忙しいということはわかっています。大変苦労しているということもお聞きしてわかっています。

しかし、その効果をどういうふうにあらわすかというのができていないので、これがない から私はあえてそれを申し上げていまして、それで、町長の公約の中に自主財源を確保する というのが大きなテーマとして載っていまして、この政策に基づいていろんな事業をやって いくということになっていますので、私はむしろこの自主財源を確保する課とか、あるいは 防災を担う課を設置するのが、私は本来の町長のとるべき政策じゃないかなと思って、再度 その辺の見解を町長にお願いしたいと思います。

○議長(小安博之君) 答弁しますか。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 大橋議員の再々質問にお答えをいたします。

町の自主財源をふやすことは、私にとって今おっしゃっていただいたとおりで、これは大変重要な任務であると思っております。ただ、前にも申し上げたとおりなんでございますけれども、私はこういったことは一歩一歩進むべきことであろうかというふうに思っています。できるところから小さく、少しずつ実績をつくって広げていく。

現在、ビジネスなどで実際にうまくいった方々のお話を伺いますと、皆さんそうおっしゃいます。まずできるところから小さく始めて、大きく広げていくのが王道であると。いきなり大きな形をとるというのは、これは失敗のもとであると。これは成功した方が異口同音におっしゃるところであります。

その中で、私としては現在の各課の中で、それに関連する各課の中で、小さな一つ一つの有効な施策を編み出してもらう、これは産業観光課、あるいは企画課が中核になってまいります。そういうところで案をつくっていただいて、試行して、そして実績を上げていく。こういったことの繰り返しで、私は自主財源をふやしていくということを目指すべきであると考えているところであります。

もう一つ、防災課についてでありますけれども、実は議員のご認識と私は近いところがありまして、この防災課については既に早い段階から庁舎内に設置したいと考えたわけであります。これは以前にご紹介申し上げたとおりであります。

しかし、私どもの現在の現有のメンバーの員数では、直ちにこの防災課を立ち上げることが難しい。特に、来年のオリンピックという、大変大きな任務を負っている現状で、この総務の3名の形から一つ課を独立させて、また大きな権限を負わせるというのは、無理があるということ、これは庁内で十分議論を尽くしたところであります。そこで、私も個人的にはもっと早く防災課を設置したいと思いましたが、あえて我慢をして今日に至っているということであります。

実は、つけ加えて申しますと、県内には町村の中では防災課を設置しているとこはありません。そういう意味では、秘書広報課は埼玉県には町で設置しているところはありますけれ

ども、県内にないのは議員ご指摘の秘書広報課と同じでございます。

それと、再度申し上げますが、秘書広報課でございます。どうぞその点よろしくお願いい たします。秘書課ではございません。

- ○議長(小安博之君) 再々質問に対する答弁は終わりました。次の質問をお願いいたします。
- ○4番(大橋照雄君) では、次の質問をお願いします。

3番目、町の回覧物についての質問です。

11月24日開催のトークショーのチラシが回覧板で配布されました。町民から、これは公職を利用した政治活動、選挙運動ではないかという声が私のところに届きました。トークショーは私も参加させてもらいました。町と民間団体の共催となっています。回覧の問い合わせ先は一宮町役場企画課となっております。これは町と共催という形になっておりますが、冠は町が来ておりますので、当然主催というふうに考えてもよろしいかと思います。

それで、この内容の中に、挨拶する町長のまず顔写真が入っていると。それから、履歴が掲載されている。そして、馬淵昌也氏という氏をつけて、ちょうど来賓と同じような扱いの掲載がされている。そして、なおかつ参加する希望者には氏名、住所まで記載をするようになっている。これは、一つの、町長が公務を利用した政治活動、選挙活動にとられても仕方ない、そういう声がありました。この辺の見解を町長に求めます。

○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

答弁を求めます。

渡邉企画課長。

○企画課長(渡邉高明君) 大橋議員のトークショーのチラシのご質問にお答えします。

大橋議員から幾つか根拠を上げて、11月24日に開催されたトークショー「町民と考えるポスト2020の一宮町・外房地域のみらい!」への対応が、政治活動や選挙活動に当たるのではないかというご指摘がございましたが、一般社団法人日本インバウンド連合会から、町に対し共催及び町長への挨拶の依頼を受け、町では東京オリンピック後も一宮町、外房地域が持続的に発展していくために、町民一人一人が何をすべきか考えるというイベントの趣旨を踏まえ協力したものであり、議員のご指摘には当たりません。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

どうぞ。

○4番(大橋照雄君) トークショーのチラシの再質問でございますが、この件につきましては、町長に答弁をお願いしたいので、再度またお願いしたいと思います。

それで、あと、町長選挙まで6カ月と少しです。こんな微妙な時期に町が共催しているトークショーのチラシに来賓及びゲストの写真にまじり、馬淵町長の顔写真、学歴、挨拶の時間は太文字で印刷され、回覧に挟み込まれ、配布されました。これは共催という形ではありますが、主催と同じです。

例えば、東京都知事選挙も来年ですが、東京オリンピック関連のポスターに、小池知事の 顔写真や学歴を印刷して、東京都民に配布しますかということと同じことだと思っておりま す。これ、企画課長のご回答をいただいたんですが、なおもう一度、町長の考えをお聞きし たいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(小安博之君) 町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) 大橋議員の再質問にお答えを差し上げます。

これは日本インバウンド連合会から依頼を受けて、私どものほうがお受けしたということであります。あくまで、ビラの作成については町が主導したものではございません。まず、この1点を申し上げます。その上であえて申しますと、このビラにつきまして、公職選挙法に抵触する部分は一切ないと私は考えます。

以上でございます。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 続けて、大橋照雄君、お願いします。

○4番(大橋照雄君) じゃ、4番目の質問を行います。

たびたびご質問しておりますが、また株式会社リアライズについて質問させていただきます。

株式会社リアライズなんですが、現在休止状態、いつごろどのような計画で活動を始めるか、この辺がはっきりしていません。これを町民の方々に説明する義務があると思います。前回、馬場社長に来ていただき説明してもらいたかったんですが、その辺も余り乗り気じゃないようですので、それで株主総会とか、そういう議事録の公開もお願いしたいなと。株主である以上、こういうものをやっぱり公開するのが私は町政としては、町民に対する誠意じゃないかと、そう思っておりますので、ぜひその辺をお願いしたいと思います。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

渡邉企画課長。

○企画課長(渡邉高明君) 大橋議員のご質問にお答えいたします。

まず、株式会社一宮リアライズは休止中とのご発言ですが、事実ではありませんので、明確に否定させていただきます。その上で、リアライズの現状と今後の予定についてですが、同社は現在、一宮商店街の空き家、空き店舗を再生した店舗兼シェアオフィスSUZUMINEの運営を行っている状況であり、今のところ事業の拡張の予定はありません。

また、馬場社長から会社の活動方針等について説明させるべきとのご意見ですが、町としては、昨年11月の広報いちのみやで、同社の状況について町民の皆様にご報告させていただいたところであり、今後とも同社の経営状態については、必要に応じ町から町民の皆様にご報告したいと考えております。

なお、株主総会等の議事録の開示については、公文書公開の手続をしていただければ検討 いたします。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

どうぞ。

○4番(大橋照雄君) それでは今の答弁に対して、再質問をお願いします。

株式会社リアライズは町を活性化する、そういうことを目的にした第三セクター事業だと 思っております。そして、町は310万円を出資してつくった株式会社です。町は活性化して いますか、確認していますか。まず、その点をお尋ねします。そして、それはどのような方 法で確認したのかということを説明をお願いします。

まず、町は筆頭株主として当然入ったんですが、当然、町はこの会社に対してこういうふうにしてほしいという要望をすべきである。それは株主の仕事だと思っております。そして、その株主を支えているのが町民の方々の税金であります。したがって、こういうことをきちんと計画を持って進めるようにしなければ、この会社をつくった意味がないと、そういうふうに私は解釈します。

そして、つい最近、桜を見る会という問題が発生しました。にやっと笑っている方もいらっしゃいますが、これはある方の招待状をもとにして、私はこれだけ信用があるんだと、そういうことを掲げまして、マルチ商法の方がこれをうまく使って、非常に被害に遭った方が多く発生したと。

私も前回の議会のときに、この信用のことで被害者が出てはまずいでしょうということを 申し上げました。再度こういうことが起こりました。この辺もよく考えて、このリアライズ という会社を今後どうするか、もう一度真剣に考えるべきじゃないかと私は思っております。 町長はどういうふうにお考えでしょうか。お願いします。

- ○議長(小安博之君) 渡邉企画課長。
- ○企画課長(渡邉高明君) 一宮リアライズの再質問にお答えします。

株式会社一宮リアライズが町の活性化に役立っていることについては、令和元年9月の議会定例会でご説明したとおりでございます。

また、同社の経営の改善については、SUZUMINEの入居率の改善による増収を図ることなどを求めているところでございます。

3点目のリアライズの運営に町が関与することで悪用されかねないとのご指摘については、 全く同意しかねます。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁終わりました。

再々質問はありますか。

どうぞ。

○4番(大橋照雄君) ただいまの答弁で、要するにチェック、そういうことはしていないというふうに私は聞こえました。したがって、具体的な状態は把握できていないということに解釈します。

そして、最近私の周りの人で考えが違うんじゃないかという意見をなさった方がいるんです。というのは、馬場社長は町から追い出された被害者じゃないかという見解を持った方が出てきましたので、それは地方創生推進交付金の申請のところを目的とした計画を、町のほうでその申請のあれを途中で打ち切っちゃったから、だから、そのお金が来なくなったので事業展開ができなくなった、そしてスタッフとしていらっしゃった方もリアライズから身を引き、臨時職員も途中で解雇というような経緯があって、今までの考え方としては町が馬場社長の被害を受けているような、私はそういう見解で話していたんですが、それが考えが逆じゃないかと。要するに、馬場社長を町が締め出しちゃったんじゃないかという見解の人が出てきましたので、この辺の見解もお願いしたいと思います。

- ○議長(小安博之君) 町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) ご質問の趣旨と違うご答弁であったら、どうぞお許しください。

まず、今課長のほうからリアライズの経済効果の測定について、測定はしていないんですかということでご確認のご意向をいただきました。平成30年12月の議会定例会で、この件については私どものほうで答弁を差し上げております。

それを再度ご確認をお願いしたいんですけれども、少なくとも今までこの事業が行われる前、あの2件は全くの空き家でありました。使っていなかったのは大橋議員もご存じでいらっしゃると思います。そこに今リノベーションが行われまして、店舗が2つの建物に入っておりまして、活動を展開している。そして、2階、旧峰島さんのほうですけれども、2階にはシェアオフィスということで、貸し事務所としてまた人がお入りになっているということであります。

全く活動が行われていなかったところが、そして、継続的に人の集まる、経済活動が展開される場所として機能しているということは、私は一定程度効果があったと言うべきではないかと思います。

その上で、今最後のほうでおっしゃられたことなんですけれども、馬場社長さんがこの町に対して、いわば加害者になるという可能性でお考えでいらっしゃったけれども、実は町による不当な侵害を受けた被害者ではないかというお考えに、今はちょっと展開しつつあるというお話をいただきました。私はそのどちらも当たらないと思います。馬場さんとは、馬場さんはご存じでいらっしゃるかどうかはあれなんですけれども、調べていただきますと、全国の各自治体でまちおこし、廃れてしまった中心市街地の再生に大きな業績を上げていらっしゃる方です。政府のさまざまな機関でも活動をしていらっしゃいます。

そして、私どもの一宮でのお仕事がしっかりとした軌道に乗ると、残念ながら地方創生のプランが変わって、ちょっと当初のプランほど大きくなっておりません。そこは大橋議員のおっしゃるとおりですが、しかし、こういった形で私どもにかかわっていた後も、日本のあちこちの自治体から中心市街地の再活性化について委託を受けておられます。

ですので、一宮を一つのいわば看板として背負って第三者を欺くということは全く想像もつかない、あり得ないことだと私は思います。こういったことを憶測に基づいておっしゃるのは、私は、場合によっては非常に危険なこともあるのではないかと、その非常に危惧を持つわけでございます。

一方で申し上げれば、この町から馬場社長さんに不当な扱いをしたというのも、全くない ことでございます。ですので、これにつきましては、根拠なくやはりそういったこの危険性 のあることをおっしゃっていただくのは、私はいかがかと思うところでございますので、そ のあたり再度よくご確認をお願いいたしたく存じます。 以上です。

- ○4番(大橋照雄君) 要望をお願いします。
- ○議長(小安博之君) じゃ、特別に。簡潔に。許可いたします。
- ○4番(大橋照雄君) 今回は見解の相違で常に平行線になっちゃうんですが、私が総称して町の行政の運営を見た場合に、まずPDCA、これが非常に行われていないというふうに私には見える。そして、こういう第三セクター事業を展開する場合には、必ず町としてはこうしなくてはいけないんだという、そういうものがないと、こういう事業って失敗する例が多いというふうにいろんなところで情報が出ています。

国のほうでも非常に第三セクター事業は要注意ということで、負債を相当抱えてとんでもないことになっているようなところがいっぱいあるので、特にその報告とかあれはきちんとしなさいというような記事も出ているというふうに私はいろんな資料で見ていますが、そういう点をぜひ町の運営としては一番重要なPDCAですか、これに基づいた運営をぜひ行っていただきたい。

あと、調査をしていないからわからないんです、基準が。だから、具体的な根拠と言われても何も調査していないので、その数字とかそういうものがデータとしてこの町は出てこないので、それをもとにした検索ができないというところが非常に問題があると私は思いますので、ぜひその辺の改善をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長(小安博之君) 以上で、大橋照雄君の一般質問を終わります。

◇ 内 山 邦 俊 君

- ○議長(小安博之君) 次に、2番、内山邦俊君の一般質問を行います。 2番、内山邦俊君。
- ○2番(内山邦俊君) 2番、内山です。

質問の前に、このたび台風及び豪雨による被災に遭われた方に、心よりお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

災害対策についてですが、今回の台風15号、19号、21号の影響により、豪雨で茂原市と長柄町が甚大な被害を受けました。茂原市では災害ごみの処分及び復興に数十億かかると聞き

ます。町も一宮川の氾濫が起こるおそれがあると思いますが、町の財政の中で災害時のごみ 処理費、または復興予算として貯蓄ができているかどうかを伺います。

- ○議長(小安博之君) 答弁を求めます。塩田総務課長。
- ○総務課長(塩田 健君) 災害対策について、町の財政の中で災害時のごみ処分費、また、 復興予算としての貯蓄はとのご質問にお答えいたします。

地方公共団体は、地方公共団体の健全な財政運営を確保するために、財源に余裕のある年度に基金として積み立てをしており、これを財政調整基金と言います。いわば地方公共団体の貯金であり、経済事情の変動などによる減収、災害による予期せぬ支出を埋めるときの経費に充てることとしているものでございます。

なお、当町の災害調整基金の残額は、令和元年度当初で約7億5,000万円となっており、 予期せぬ支出である災害などの復興の予算にこれを充てることとなります。 以上です。

- ○議長(小安博之君) 答弁終わりました。内山邦俊君。
- ○2番(内山邦俊君) それでは、再質問ではありませんが、今後、一宮の町を守るためにも、 この7億5,000万ではとても足りないのではないかと思いますので、できれば貯蓄等を行っ ていっていただきたいと思います。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○2番(内山邦俊君) 中央ポンプ場の改修についてですが、中央ポンプ場の改修が5カ年計画で進んでおりますが、そんな悠長なことを言っている場合でしょうか。私も決算審査特別委員会で現場踏査をしましたが、素人の私でさえ一目で状況の悪さがわかるほど劣化が著しく、傷んでいることはわかりました。

なぜ今までメンテナンス等を行わなかったのか。もしポンプの機能が停止したら、町中心 部はどうなりますか。早急に予算計上して計画を実行しなければならないと思いますが、町 長の意見を伺います。

- ○議長(小安博之君) 質問は終わりました。町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) 内山議員のご質問にお答えを差し上げます。

中央ポンプ場の傷み方が激しいというのは、おっしゃるとおりでございます。私も登板してから現場を見まして、職員の諸君と一緒につぶさに状態を見聞しました。その中で、非常に危機的な状況が徐々に迫りつつあるということを認識いたしております。そこで、可及的速やかに大規模改修に入ろうということで、現在そのための準備を終えたところであります。

中央ポンプ場の大規模改修は、令和2年度からの事業着手に向けて現在進めているところであります。耐用年数を大幅に超過している設備もあり、老朽化が目立ちます。改修に当たっては国からの補助をいただかないと、非常に高額になりますので、町の財政状況的に厳しいということがありまして、町単独での実施は難しい。ただ、先ほど内山議員のご質問の中で、貯金をもっとふやしていこうというふうにおっしゃっていただきました。まさしく町の現在の基金の運用では、なかなかこの中央ポンプ場改修が非常に負担になります。そこで、国からの補助をいただこうということであります。

さて、ポンプの稼動が停止したらどうなるかということでありますけれども、ポンプ場のポンプ位から水があふれ、開水路のある西部幹線の七島踏切周辺や東部幹線では、東野地区南側の開水路から水があふれ出してしまうことになります。非常に大きな水害、浸水被害をもたらすことになります。壊滅的と言うべきかもしれません。町の中心部に大きな浸水があらわれます。

雨水は山側から国道を越えて流れてくるため、広い範囲で水がたまるようになります。ポンプ場周辺のみならず、田町、舞台、東野、駅周辺、広範囲での冠水が予想されるところであります。

職員から何度かこのことについては報告を受けておりますが、排水先がなくなるため、1 メートル以上の水が広範囲でたまってしまう可能性があるということであります。そこで、 私もこのおそれを認識しておりますので、現在、最も速い速度でこの苦境から脱出するため の方策を策定し、実行に移そうと苦闘しているところであります。長寿命化を図りながら、 町の財政状況を確認の上、でき得る可能な限りの計画というものをつくり、そこで工事費を 算出しながら改修工事を進めてまいりたいというふうに思うところであります。

また、万が一ポンプに異常があって、排水が十分行えない場合に備えて、国の災害発生時における自治体支援体制の整備といったものの援助の力をかりまして、非常用仮設ポンプの配備なども取り組んでいきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今、内山議員からおっしゃっていただいた中央ポンプ場の危機 的状況については、私も全く認識を共有させていただいておりますので、精いっぱいこれに ついては皆様の安心・安全をお守りするという観点から奮闘したいと思っております。最良 の道を参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

内山邦俊君。

○2番(内山邦俊君) 再質問でありませんが、町長の答弁でわかるとおり、中央ポンプ場がいかに重要かわかります。今すぐにでも改修しなければならないと思いますが、町長はオリンピックにまつわる事業と、また、東口の開設が目立って、防災事業に余り力を入れているところが見えません。まずは、町民の安全を守るのが優先すべきかと思います。今後、一日も早いポンプ場改修を進めていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長(小安博之君) 以上で、内山邦俊君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

- ○議長(小安博之君) 次に、9番、袴田 忍君の一般質問を行います。 9番、袴田 忍君。
- ○9番(袴田 忍君) 9番、袴田でございます。質問が3点ほどありますが、1点ずつ区切らせてさせていただいてもよろしいでしょうか、議長。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○9番(袴田 忍君) それでは、お願いいたします。

1点目、災害時の検証と対応策について伺うということであります。

これはもう、きょう何人かの議員さんのほうでやられております。9月と10月にかけて大型台風が到来し、10月25日には記録的な大雨が長生郡内を襲いました。私は9月議会で、避難誘導対策について質問しました。ひとり暮らしの高齢者、障害者、子供たちを含めた社会的弱者への町の対策について回答いただき、安心したところに相次いだ風水害でした。町も住民も対策強化に努めたと思いますが、そこで、次のことについてお伺いします。

1点目、2点目に関しては、先ほど小林議員のほうから回答が出ておりますので、1番、 2番は省略させてください。

3点目、避難場所として確保している場所、これは福祉施設、ホテル等への事前使用依頼

はあったのでしょうか。

4点目、台風19号での避難で高齢者、障害者、弱者への避難誘導が適切に対応できたのか、 この2点についてお伺いしたいと思います。

よろしくお願いします。

○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、袴田議員の3点目についてお答えいたします。

福祉施設やホテル等への事前に使用する依頼はありませんでしたが、今回の一連の災害を踏まえ、災害弱者への対応について今後、協定の締結などを検討してまいりたいと考えます。 4点目についてでございますが、災害時には高齢者や障害者の方も含め、多くの方が避難されました。避難情報の発信については、タイミングや内容、また、高齢者世帯を中心とした民生委員さんの巡回については、おおむね適切に対応できたと考えておりますが、町内各

所にさまざまな職員等を配置するなど、実際に避難する方に対しての誘導までは数が限られていることから、現状では難しいと考えております。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 再質問はありますか。

- ○9番(袴田 忍君) 再質問があります。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○9番(袴田 忍君) 簡単でございますが、お願いいたします。

今回のこの大雨、台風に関して、職員の方も出動しました。そして、またボランティアの 方、それから民生委員さんも出動しました。このことに関してこの発生後、会議等は持たれ たのでしょうか。持って、あったとするならば、何か話が出たんでしょうか。それをちょっ と教えていただきたいと思います。なければなかったで結構です。

○議長(小安博之君) 答弁お願いいたします。塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) 袴田議員の再質問についてお答えいたします。

現在、災害後のあらゆる支援業務が多く、会議の開催までには至っておりませんが、今後は民生委員の皆様や、各種団体との連携の強化に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 袴田 忍君。
- ○9番(袴田 忍君) ありがとうございました。それでは、2問目に移らせていただきます。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○9番(袴田 忍君) 2問目は、南消防署の改築についてでございます。

平成27年に現在の8消防署を整備する基本方針が広域消防署から示され、町では議会議長、 区長会長、消防委員、支団長からなる消防署建設検討委員会を設置し、東野に4カ所の候補 地を選定し、広域消防に連絡したと私は聞いています。

町民は消防、救急、防災の新たな拠点の開設を楽しみにしていました。ところが、9月議会で南消防署の改築について、長生郡市広域消防の消防署整備構想が本年8月に新たに策定され、候補地も新しく選定しなければいけない、今からどんなに急いでも4年以上先にならなければ改築は難しいということが明らかになり、大変驚いています。

そこで、平成27年に策定された整備構想を見直して、今回の基本構想の策定にかかわった 町長にお伺いいたします。3点ほどございます。

1点目、平成27年度に作成されたばかりの基本構想をなぜ見直しをしなければいけなかったのか。その理由と経緯を示していただきたいと思います。

2点目、前回の整備構想と今回の整備構想はどこが違いますか。お願いいたします。

3点目、南消防署の整備は防災に強いまちづくりの最重要事項であります。なぜ新たな構想を策定する前に、議会や町民に説明をしなかったのか。町長が単独で決めたのでは、議会軽視、町民軽視ではないでしょうか。この3点をお願いいたします。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、袴田議員の南消防署の改築についてお答えいたします。 まず1点目の質問でございますが、ご指摘のとおり平成27年度において、候補地として4 カ所を選定し消防本部に提出しましたが、その後、協議が進展しなかったことから、この協 議は決定事項ではなかったと推察されます。

平成26年には、消防署の体制は8署体制で維持していく内容でありましたが、その後、管

理者から、組合全体の事業や財政面の問題等を総合的に判断する必要があるが、平成30年度中には方向性を出していきたいとの方針が示され、平成31年第1回組合議会定例会において、消防庁舎の整備について、将来的な長生郡市の人口減少等を考慮した消防体制について、構成市町村の消防担当課長会議との協議を踏まえ、消防委員会に諮問したところ、消防署の数は減らし、将来的には6署とするとの意見により、消防及び財政担当課長会議等において、整備計画を策定するための具体的な協議を行っていく考えであるとし、1署5出張所、仮称でございますが、体制が管理者会議において決定いたしました。

新しく作成された整備基本計画では、南消防署、これは一宮でございますが、の候補地決定は、立地特性、環境特性、安全性、経済性などの観点から検討し、関係市町村の意向を把握した上で決定するものとされておるところであります。

2点目の質問でございますが、1点目と重複いたすところがございますが、以前の計画は 4署4分署体制を維持するものであり、今回の計画は、1署5出張所、仮称でございますが、 の体制であります。現在の体制と比較すると、車両数、職員数を変えることなく、1隊当た りの指導人員を増員できるなど、消防力の強化が見込まれます。

3点目についてでございますが、新たな構想自体は町が作成したものではなく、消防本部で作成し、8月の管理者会議において承認されました。消防行政は構成7市町村の負担金により成り立っており、地域全体を考える必要があるため、一宮町町長の独断で決められるものではございません。

以上でございます。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 袴田 忍君。
- ○9番(袴田 忍君) 馬淵町長、再質問させていただきます。

これは町長さんじゃないとわからないかなと思いますので、実は、広域組合の執行機関である管理者会議のメンバーというのは、郡市内の首長さんであると聞いております。馬淵町長も副管理者としての一員でありますので、この会議に出席していたということで、馬淵町長にお伺いしたいと思います。

今の話を聞いていますと、平成30年に管理者である茂原市長から8署体制を維持する方針を見直したいという発言があり、今年8月に6署体制でいくという方針が管理者会議で決定されたので、候補地の選定をやり直さなければならなくなったという話は、副管理者としてある馬淵町長、これは他人ごとのような答弁でございました。

町長は、昨年3月の町議会で、鵜沢議員の一般質問の中で、今後は管理者の方針に基づき、早い時期に体制を決めたいと答弁しています。さらに、昨年6月の町議会で、私の質問に対しても、正式な協議はないけれども、個人的な談話の中で、茂原市長との発言に同調する方向であったと答弁しております。

要するに、町長は東野に南消防署を建設するという町の方針を変更し、南消防署と佐貫消防署を統合する方針に基本的に賛成し、その結果、このようなことになったのではないでしょうか。私は、他人ごとではなく、これは町長みずから自分の責任で決めたということになるのではないでしょうか。

そこで質問します。昨年6月の町議会で、私は東野に南消防署を移転する件は、議会議長、広域議員、消防委員、南消防署長、消防支団長、区長会長の方が半年以上の時間をかけ、議論を重ねてきました。方針を変更するのであれば、管理者会議で表明する前に、多くの関係者に対して説明を行い、納得を得るよう強く要望いたしました。しかし、町民の生命と財産を守る重要な問題にもかかわらず、町長は今まで議会との協議も町民への説明会も行わず、方針を変更してきました。なぜしなかったのでしょうか。今後もしないのでしょうか。その理由をお聞かせください。これが1点目です。

2点目、今回示された新たな構想に対する疑問です。

今回の計画は、消防車や救急車、職員数を変えることなく、消防力の強化が見込まれますということですが、南消防署と佐貫消防署が統合された場合、救急車の到着時間はどうなるのでしょうか。以前に私は、半径8分以内という質問をしたことがあります。東野に候補地を選定した理由は、現在の南消防署からは綱田地区、釣地区、新浜地区までは15分もかかります。もし町の中央にある東野からであれば、8分で行けるようになります。脳梗塞や心筋梗塞の場合に、救急車が駆けつけて病院に搬送する時間は、1分1秒を争うと言われています。

また、今回の一宮川上流の水害で、長生地域では166人の人が消防署の職員に救助されています。これは新聞でも報道されています。災害が発生したときの対応は大丈夫でしょうか。十分に検討して、統合の結論を出したのでしょうか。住民の生命と財産を守るのは、町の最大の責務でございます。財政上の理由でおろそかになってはなりません。この辺を明確にお願いいたします。2点お願いいたします。

○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) まず、1点目でございますけれども、この問題につきましては、私は登板して間もなく、この管理者会議の中での議論というものが、私どもの町の方針と大きくそごを来しているらしきことを察知いたしました。

逆にそのとき、私は非常に不思議に思ったんでありますけれども、管理者会議の中では既にこの現在の案に収れんしていく発想が、他の首長さん方によって共有されていたわけであります。そういう中で、どういう経緯で我が町がそれとは違う部分を策定したのか、私としては非常にその場で若干当惑を覚えたわけであります。

最終的な、私が他の首長さん方の議論の流れに身を任せるに至ったのは、この広域の市町村圏組合というところで、全体で消防の再配置を考えるということですので、8署体制を前提にした一宮のプランは、これを堅持しようとしても維持できないと、私はその、他の全体の管理者会議の中での議論の流れを見て、私は最終的に判断をいたしました。

一宮だけの利害に立てば今、袴田議員がおっしゃったとおり、これまでの選定の合理性というものが私も認められると思います。しかし、全体で事を決さなければいけない、そういった流れの中で、他の管理者、副管理者の皆様の議論を踏まえてしか一宮も行動できないとすれば、一宮だけが8署体制の構造にあくまで固執するということはできないと判断いたした次第であります。

そして、では、この現在の考え方としては、これまでの議会の議員の皆様のご質問にもありました、睦沢へのアクセスを確保するということもあって、南総一宮線の沿線上が一つの候補として浮上しております。これにつきましては、南総一宮線のバイパスを早く通すこと、市の市街地の隘路を通らずとも、東浪見方面へのアクセスを確保するということによって、解決を図っていきたいというふうに私は今考えているところであります。

以上のように、一宮だけの利害から考えれば、袴田議員のおっしゃることも、私もそのと おりであると思いますけれども、これにつきましては全体で決することですので、私として は全体の議論に従うことにいたしたということであります。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 質問はありますか。
- ○9番(袴田 忍君) はい。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○9番(袴田 忍君) 再々質問はありません。ちょっと私のほうも、もうちょっとまとめて くればよかったんでしょうが、これ以上はちょっと、頭の中ではまだ出てくるものがあるん

ですが、また次回にしたいと思います。残念ですが、次の質問に移ります。

- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○9番(袴田 忍君) 3点目、今度は明るい話と言ったらあれでしょうけれども、子ども食 堂への町の支援についてお願いいたします。

この11月に、町なかのSUZUMINEを利用し、子ども食堂が始まりました。新たな子供支援対策として、県内はもちろん、全国的に広まっている子育て支援対策事業であると私は思います。

10月には隣村の金田地区でNPO法人のグループの方が、集会場を利用して子ども食堂を開いております。子育て支援対策として、将来なくてはならない事業と考えます。この前のSUZUMINEの事業に関しても、町職員、そして、また社会福祉協議会の職員、町の学童保育の先生方、学童保育の子供たちが一緒に来て食事をとって団らんしておりました。非常にいい光景でした。町として今後、このような支援をどのように持っていくのか、お願いしたいと思います。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁を求めます。

中山子育て支援課長。

○子育て支援課長(中山栄子君) 袴田議員ご質問の、子ども食堂への町の支援についてお答 えいたします。

11月19日に行われました子ども食堂は、民間の事業者が主催したもので、町ではチラシ配布の協力を行いました。子ども食堂は無料、または低価格で子供たちに食事を提供するコミュニティーの場のことで、子供の貧困が連想されがちですが、この開催の目的は、保護者の帰宅が遅く、子供が1人で食事をする孤独な食事、孤食に注目し、子供が楽しく食事ができるよう、また、その保護者も子供と会話をしながら食事がとれるよう企画をしたものでございます。

現在、全国的な広がりを見せる子ども食堂ですが、町といたしましても子供の居場所としてはもちろん、地域住民のコミュニティーの場としても大変重要な取り組みであると認識しております。引き続き広報活動の協力を行うとともに、事業者が事業を継続していくために何が課題かなど、一緒に考えていきたいと思います。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

再質問はありますか。

- ○9番(袴田 忍君) ありません。
- ○議長(小安博之君) 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

会議再開後1時間15分経過しましたので、ここで20分程度の休憩といたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時35分

○議長(小安博之君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 鵜 沢 一 男 君

- ○議長(小安博之君) 次に、7番、鵜沢一男君の一般質問を行います。7番、鵜沢一男君。
- ○7番(鵜沢一男君) 私は、風水害時の避難対応について質問をいたします。

さきの台風15号、19号では、強風や大雨により家屋や農産物への被害、10月末の豪雨では、 大雨により河川の氾濫が長生郡市内でも起きており、床上・床下浸水等、大きな被害が発生 をしております。

特に、茂原市、長柄町、長南町では死傷者も出ており、改めて災害時には命を守ることが 第一であると痛感をいたしております。そして、命を守るためには早目の避難が特に重要で あると考えております。

以上を踏まえて3点を伺います。

1点目、避難情報の周知について。台風19号では、避難勧告警戒レベル4であったが、全町民の避難がなされませんでした。避難周知に問題があったのではないか、回答をお願いいたします。

2点目、避難所開設時期についてをお伺いいたします。予想される災害の規模によって、 避難所開設時期を早める必要があると考えますが、回答をお願いいたします。

3点目、避難所の開設場所についてお伺いいたします。中央公民館、GSSセンター、一宮小学校以外にも、東浪見小学校や本庁舎4階の開設が必要であると考えます。避難勧告レベル4で、全町民を収容できるのかを伺います。お願いいたします。

○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、鵜沢議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の避難所の周知についてでございますが、避難情報は気象情報等を考慮し、 早期避難対策がとれるように、防災行政無線、防災メール及び町ホームページで町民へ周知 してまいりました。町民への避難所周知については、特段大きな問題があったとは考えてお りません。

2点目の避難所開設時期についてでございますが、避難所の開設時期は大型の台風等が接近し、災害発生のおそれがある場合は、住民が避難勧告等の発令前に自主的に避難する可能性もありますので、自主避難所を早目に開設しているところであります。

3点目の避難所の開設場所についてでございますが、避難所の開設場所については、予想される災害の規模や種類などによって開設する避難場所を決定していますが、指定の緊急避難場所や避難所の収容人数を勘案すると、全町民を収容できるスペースはありません。

また、避難所に配置する職員数にも限りがありますので、避難場所となり得る施設の確保 に努めてはまいりますが、住民の皆様にはこうした現状から自宅内や近所などの安全な場所 の再確認をお願いいたします。

なお、庁舎4階については、津波の緊急指定避難所であるため、現状では風水害時に避難 場所として開放するということは考えておりません。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 鵜沢一男君。
- ○7番(鵜沢一男君) 2点目の避難所開設時期については承知しました。再質問をお願いいたします。

まず1点目、避難情報の周知について、そして3点目の避難所の開設場所について再度質問をいたします。

避難情報の周知について、2点お伺いいたします。

台風19号では、町より避難勧告、警戒レベル4が発令をされました。これは全員避難の勧告指示でありますが、私は結果を検証すると、全ての町民が勧告に従ったとは考えておりません。避難情報のうち、レベル3、レベル4、レベル5については、市町村の責任において発令されることを考えれば、町は町民に対し再度避難情報のあり方について周知をする必要があると考えます。対応を求めたいと思います。

そして2点目、台風19号は気象庁より50年に一度の台風であると、早い時期から注意勧告がありました。大規模災害が予想された状況であったことを考えると、台風前日に避難勧告、警戒レベル4を出す以前日に、例えば2日前とかに避難準備・高齢者等避難開始情報、警戒レベル3を出すべきではなかったのかと考えます。答弁を求めたいと思います。

そして、先ほどの質問の3番目ですが、避難所の開設場所について再度質問いたします。 台風19号時の避難状況は、中央公民館、GSSセンター、一宮小学校が当初開設をされま した。私は避難者の住まい地を確認すると、東浪見地区、綱田地区などの遠地より避難して いる住民が多数いることを確認をしております。このことを考えれば、東浪見小学校体育館 も当初から開設するべきであり、職員の問題があるとの答弁でありましたが、命を守るため の行動を最優先に考えれば、避難所を開設しておくだけでよしと考え、町職員が仮にいなく ても、みずからの命を守る行動が考えられます。開設場所について再検討を求めたいと思い ます。

そして、本庁舎4階の開設についても同様であり、高齢者、身体的不自由者などは、歩行時の段差、トイレの事情で避難をちゅうちょすると考えます。当4階は段差がなく、トイレも近くにあり、また、トイレは洋式であります。弱者優先の開設を検討するべきと考えますが、答弁をお願いいたします。

○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、鵜沢議員の再質問についてお答えいたします。

まず、避難情報の周知についての1点目の質問についてお答えいたします。町民に対して 避難情報に関するチラシを戸別配布するなど発信に努めてまいりましたが、警戒レベルごと に住民がとるべき行動について改めて周知する等、対応したいと思います。

2つ目として、気象情報などを勘案し、避難情報を発信してきたところでありますが、結果として、今回の災害における行政からの避難情報の発信の時期については、さまざまな場面でご指摘があることから、今後、避難情報を出すタイミングについても検証を行い、見直す点があれば改善してまいりたいと考えております。

続きまして、3の避難所の開設場所についての1点目のことでございますが、町が避難所 を開設する以上、避難者の安全を確保する上で、町の職員を配置することが必要不可欠だと 考えます。今回の災害での対応を踏まえ、避難所につきましては、近年甚大な被害をもたら す災害が頻発していることなどを踏まえ、避難所のあり方について改めて災害の規模等を考慮し、検討してまいりたいと思います。

続きまして、役場庁舎の件でございますが、役場本庁舎は、先ほども答弁いたしましたが、 津波一時避難場所としての指定でございます。避難所担当職員もいないことから、避難所と して開設することは難しいと考えております。

もし公民館などの避難所のトイレの使用が困難な避難者がいる場合には、福祉避難所として指定してある保健センターを避難所として開放いたします。このような形で、弱者優先の開設の検討を進めていきたいと思います。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。鵜沢一男君。
- ○7番(鵜沢一男君) 今の答弁、明確な回答がわからないので確認したいのですが、2点目、今後避難情報を出すタイミングについても検証を行い、見直す点があれば改善をしたいというような答弁ですけれども、私が求めているのは、前日にいきなり避難勧告を出す前に、50年に一度の災害が迫っているという、事前に気象庁からの注意喚起があったので、仮にですよ、前々日にレベル3の避難準備・高齢者等避難開始情報を出すべきではないかという質問です。

見直す点はその1点なんですが、今後その辺をどういうふうに考えるのか。周りの町村が 出しているか、出していないかということにとらわれずに、町独自に判断をして早く情報を 発信するべきと考えますが、そこをどういう考えか確認させてください。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁願います。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) 台風19号のときの避難勧告の発令についてでございますが、これは町としては当初は避難準備・高齢者等避難開始情報、いわゆる警戒レベル3を出す予定でございましたが、千葉県のほうから、今回の災害に係る台風の大きさに鑑み、最初から避難勧告を出していただきたいというような指示がございましたので、避難勧告を発令したものでございます。

したがいまして、本来の形でいけば避難準備・高齢者等避難開始情報をまず出してからの 避難勧告となるところではございますが、今回はちょっとイレギュラーな対応となったこと についてはご報告させていただきます。

なお、ご指摘の点については、町といたしましても近隣市町村の動向だけではなく、町と しての独自の考えで、出すべきときに出すようなタイミングについて今後十分検討したいと 思います。

以上です。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 どうぞ。
- ○7番(鵜沢一男君) わかりました。承知しました。 避難所の開設について、再々質問をお願いいたします。
- ○議長(小安博之君) 鵜沢一男議員、再々質問は終わりましたが。
- ○7番(鵜沢一男君) いや、今のは確認だから。答弁がはっきりしなかったから、再々質問 します。

本庁舎4階は、津波一時避難場所という答弁でありますが、災害時に津波、台風、大雨との区別があるべきではないと考えます。町民の命を守るために、自治体はその責任を果たすべきであり、それでなくては何のためにこの本庁舎をつくったのか。何のためにこの4階をフラットにしたのか、疑問に思います。

津波時以外に使用できない条例であれば、その条例を改正して使えるようにするべきと考えますが、答弁をお願いいたします。

- ○議長(小安博之君) 町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) 先ほど申し上げたのは、津波のときの一時避難場所ということで、高いところに来て、直ちに命の危険を回避するという場所として指定しているということであります。実は、避難所というのは、今度は長く滞在していただいて、そちらでお休みいただくというか、時間を過ごしていただくための場所であります。実は、ここの指定がその津波のときの一時避難場所という指定になっていたということであります。

今後ここを避難所として使うかどうかということでありますけれども、面積その他も考慮して、私はその必要があれば使って構わないというふうに今個人的には思っておりますが、職員の諸君の配置その他、考慮すべき要因もありますので、そのあたりも考えながら進めていければというふうに思っております。条件的には比較的恵まれているところですし、使っていけないということは全くないわけであります。そういうことであります。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

どうぞ。

以上です。

○7番(鵜沢一男君) わかりました。私が言いたいのは、条例だとか、そういうのにこだわらずに、一番大事なことは町民の命を守ること、そのために最も有効な手段をとっていただきたい。そのために改正が必要なものがあれば改正してもらいたい。

○議長(小安博之君) 以上で、鵜沢一男君の一般質問を終わります。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

- ○議長(小安博之君) 次に、13番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。 13番、鵜野澤一夫君。
- ○13番(鵜野澤一夫君) 13番、鵜野澤です。 私は大きく2問質問いたしますが、ちょっと順番を入れかえます。最初に2番目の質問を
- ○議長(小安博之君) どうぞ。

先に行ってよろしいですか。

○13番(鵜野澤一夫君) それでは、QS6000サーフィン大会について質問いたします。

QS6000サーフィン大会は、前任の玉川前町長から始まり、現在の馬淵昌也町長に引き継がれ、今年で4回行われました。主催者のQS6000WSL、その企画会社も含めて、が各企業や個人から寄附を募り、そして、県・一宮町より補助金を要望してきました。

そして、そのWSL、また、企画会社は主催者でありながら、不足金を当方で補うとしています。本来は主催者が2,000万円を出して、不足金を県・町が補助金として公金を支出するのが通常であると思います。この仕組みをつくったのが、玉川孫一郎前町長であります。

私は、何回かこのサーフィン大会について質問してきました。そして、第1回目からQS 6000の収支報告の閲覧を行っております。なかなかこの閲覧ができない状態であります。昨年聞いた話では、契約は9月29日と聞かされて、啞然としました。5月中旬に行った大会の4カ月後です。実際は6カ月を過ぎても報告なしと、これは契約違反ではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁願います。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長(高田 亮君) 鵜野澤議員のご質問にお答えいたします。

このQS6000大会に対する補助金ですが、当町補助金等交付規則及び国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱に基づき交付しております。その中で、同規則第12条及び同要綱第9条で、実績報告書の提出を求めております。提出の期限については、要綱の中に補助対象事業完了の日から起算して30日を経過した日となっており、当該事業に関しては補助金申請の段階で事業完了予定年月日が8月31日となっていることから、提出の期限は9月29日となります。

今年度につきましては9月29日に実績報告書の提出がWSLよりなされておりますので、 ご指摘の契約違反には当たらないと考えます。閲覧に時間がかかっているのは、報告書のチェックに時間がかかっているためでありまして、ご理解のほどお願い申し上げます。 以上です。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。
- ○13番(鵜野澤一夫君) 質問。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○13番(鵜野澤一夫君) ただいまの答弁で再質問をいたします。

今答弁された内容で、一宮町補助金等交付規則、これは平成7年の10月4日付で制定されております。また、国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱、これは昨年の平成30年4月1日に制定、執行されたものです。

大会が終了して、約3カ月後に事業完了、その8月31日のその後に、9月29日までに実績報告書の提出。その後、提出された報告書を担当課で検討、不備等があれば、WSL側と調整されていると思います。これはQS6000のため急遽作成された要綱だと思われます。

その前に、まず大塚実基金の条例を変更し、その後にこの交付金要綱を制定されましたが、 この要綱について議会で承認されていないと思いますが、町長の見解をお願いいたします。

○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

答弁を求めます。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長(高田 亮君) 再質問にお答えいたします。

国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱は、一宮町補助金等交付規則を補完して、 補助の目的、対象、補助率の上限を規定するものでございます。条例の制定、改廃につきま しては議会の議決が必要ですが、規則要綱は議会の議決は必要ではないため、同要綱は町長 が決裁の上、告示をいたしまして周知しております。 以上でございます。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。鵜野澤一夫君。
- ○13番(鵜野澤一夫君) 再々質問をします。要望を含めて質問します。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○13番(鵜野澤一夫君) 今月12月2日に、大塚実さんの偲ぶ会に私も参加しました。そのときに、関係者の方にも話しましたけれども、今現在もそうですが、ホテル一宮シーサイドオーツカさんの前に、花の小径というのがございます。この花の小径のことを私は思いますと、大塚実さんが1億円以上の寄附をされたことを、私もうれしく思います。それをこのQS6000に2,000万円を捻出するために条例を変えて、2,000万円を捻出したということを、このことを思うと、大塚実さんに対して大変どうかなというふうには私は個人的に思います。1番目に、この大塚実海と緑の基金条例をもとに戻していただきたい。
 - 2つ目に、2020年のQS6000はやらないと思いますが、町長の口からはっきり言ってほしいと。
 - 3つ目に、国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱は削除していただきたい。この 3点について町長の見解を伺います。
- ○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

答弁願います。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 鵜野澤議員のご質問にお答えを差し上げます。

1つ目の条例についてでありますが、議会の議決を頂戴して改正したものでありますので、 ご理解をいただきたく存ずる次第であります。

2つ目の2020年のQS6000大会でございますけれども、オリンピック開催の年でもあり、 開催の予定はないと伺っております。少なくとも、一宮町が資金面でのサポートを差し上げ る形での開催はないということであります。

3つ目、国際スポーツ競技大会支援事業補助金交付要綱につきましてですが、これは課長から説明を差し上げましたとおり、規則を補完するものとして規定を定めたものでございます。当面、これに本質的な問題があるとは私どもは考えておりませんので、このまま運用してまいりたく存ずる次第であります。

以上であります。

- ○議長(小安博之君) 以上、再々質問の答弁ありました。 続いて質問どうぞ。
- ○13番(鵜野澤一夫君) それでは、2点目の質問に入ります。

加納久宜公没後100年記念事業の石碑について伺います。

平成31年3月定例議会に、石碑の設置工事費63万9,900円の石碑の予算がなされました。 石碑の表書きは、麻生太郎副総理大臣の書と説明がありました。議会も承認いたしました。 そこで、次の点について町長に伺います。

式典終了後に聞かされました石碑の裏全面に、私はよくわかりませんが、中国語か漢文かよくわからない文字が一宮町長馬淵昌也と彫ってありましたが、この裏面についての予算は入っているのか伺います。

2番目に、裏面については当初予算の説明は一切ありませんでした。我々議員を軽視しているのではないかと思いますが、町長の見解を伺います。

○議長(小安博之君) 質問は終わりました。

答弁を求めます。

渡邉企画課長。

○企画課長(渡邉高明君) それでは、鵜野澤議員のご質問にお答えします。

加納公の没後100年の節目を迎えた今年、今日の本町の発展に大きく寄与した加納久宜公の功績を後世に伝え、長く町の歴史にとどめるための式典を、先般11月3日、振武館において行いました。式典の際には、加納久宜公の遺訓を刻んだ石碑をお披露目し、無事に式典を終えたところです。

鵜野澤議員の1点目のご質問ですが、石碑の裏面に町長の銘文を刻む予算は含んでおりま した。

2点目のご質問ですが、石碑を建立する際に設置者が銘文を刻むことは一般的に行われていることから、あらかじめご説明する必要はないと考えましたが、ただいまのご指摘を踏まえまして、今後、より丁寧な説明を心がけてまいります。

いずれにせよ、先般の式典において加納家ご親族、関係者に多くの称賛の言葉をいただきました。今後も加納久宜公の功績を後世に伝えてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。

どうぞ。

○13番(鵜野澤一夫君) 再質問を行います。

私は、馬淵町長ご自身のご答弁をお願いしましたが、本人の答弁がありませんで残念です。 ただいまの担当課長の答弁で、石碑を建立する際に設置者が銘文を刻むことは一般的に行われることから、あらかじめ説明する必要はないと考えたと答弁されました。

私ども議員は町民の負託を受けており、町長もそうです。地方公共団体の長、町長は議会の議決を経た上で諸々の事務を執行することとされ、独断専行を許さない建前がとられています。議会は、具体的な政策の最終決定と、行財政運営の批判と監視を議員の一員として努力することが議員の職責であります。

したがいまして、ただいま今課長の答弁については理解いたしますが、これまで3月定例 議会を含めて、令和元年5月10日臨時議会、6月14日定例議会、8月2日臨時議会、9月18 日定例議会、10月2日臨時議会と計6回の議会がありました。説明する機会は十分あったと 思います。予算に組まれているものをなぜ説明をしないのか。大変私は不本意でなりません。 そこで、馬淵町長の本心の考えを聞きたいと思いますので、答弁をお願いします。

- ○議長(小安博之君) 町長、馬淵昌也君。
- ○町長(馬淵昌也君) 私といたしましては、この字数については一字何字で何字刻むという ふうなことは、恐らく事務方からご報告を差し上げていたかと思います。そうした積算に基 づく費用の算出でございます。ただ、この解説につきましては、正直なところ碑文の解説部 分というのは、あくまでつけたりでございます。本当のつけたりでございますので、そこま での重要性があるということを実は全く考えておりませんでした。

このことにつきまして、重要なものであったので、重要なものと認知しながらこれをスキップするということでは全くございませんで、私どもがこの解説部分につきましてはごく自然にいつも必ずあるものですので、そうした付録部分として意識をしておいて、殊さらに皆様にこれについて詳しくご説明を差し上げなかったということでございます。大変認識が不足していて、申しわけなかったと存ずる次第でございます。

- ○議長(小安博之君) 答弁は終わりました。 どうぞ。
- ○13番(鵜野澤一夫君) 再々質問と要望に入ります。
- ○議長(小安博之君) どうぞ。
- ○13番(鵜野澤一夫君) ただいま町長の見解がなされました。私は彫ってはいけないという、そういうことを言っているんじゃないんです。ただ、説明が、予算に入っているものを

ちゃんと説明してほしいということを言っているわけで、その中で、ああいう漢文で書かれても、私なんか全然わかりません。町長は誰が見てもわかるというふうにおっしゃいましたけれども、相当優秀な方でないとわからないかなというふうに思います。

だから、もし今後、これは要望です。あの文言を誰が見てもわかるような内容に、できれば訂正してほしいんです。私としては、この要望を、再々質問じゃありませんが、要望いたします。どうかその中身がわかるような、方法、対策をとっていただきたいと。よろしくお願いしまして、私の質問を終わります。

○議長(小安博之君) 以上で、鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。 これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第6、承認第1号 令和元年度一宮町一般会計補正予算(第5 次)の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、お手元の議案つづりのほうをごらんいただきたいと思います。

1ページめくりまして、1ページでございます。承認第1号 令和元年度一宮町一般会計補正予算(第5次)の専決処分につき承認を求めることについてでございます。

1 枚おめくりください。 2 ページでございます。 令和元年度一宮町の一般会計補正予算 (第5次) は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,432万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億8,494万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、歳出のほうからご説明申し上げます。

議案つづり8ページ、9ページをごらんください。9ページの右側の説明欄を中心にご説明させていただきます。

それでは、まず歳出でございますが、今回の歳出は主なものが台風15号、19号に係る災害の費用でございます。まず、8款消防費、1項消防費、4目災害対応費でございます。まず、職員手当、職員各種手当といたしまして、時間外等の人件費として740万4,000円、事業費、消耗品でございますが、これにつきましては炊き出し用の材料、また、パンや土のう袋等で

14万7,000円でございます。役務費手数料、これは避難所で使われました毛布のクリーニング代として67万円。使用料及び賃借料、車借上料といたしまして、災害ごみ運搬用のダンプを借り上げしております。これで24万円でございます。

続きまして、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費でございますが、まず需用費といたしまして、東浪見小学校の管理運営事業でございます。需用費、修繕料といたしまして、これは56万8,000円でございますが、これは渡り廊下の通路の屋根の修繕の費用でございます。これは台風の強風により、屋根が剝がれたものでございます。続きまして、工事請負費、まず、旧用務員室屋根復旧工事で68万6,000円でございますが、これは屋根部分の下地のところに雨が浸入し、トタン等が剝がれたものでございます。続きまして、校舎屋外フェンス復旧工事422万3,000円、これについては屋上に設置しておりますフェンスが倒壊したものでございますので、これを復旧するものであります。続きまして、一宮小学校管理運営事業といたしまして、需用費、修繕料として16万8,000円、これは天井点検口から水が浸入し、板や電灯等が落下したものを補修するものでございます。

続きまして、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、学校管理運営事業でございますが、このうち需用費のうち修繕料で21万9,000円、これにつきましては扉のガラスが破損した部分がございますので、これは現在使用していないことから撤去するもので、その費用を計上するものでございます。

続きまして、歳入につきましては、お戻りいただきまして6ページ、7ページでございますが、この費用に充てるための1,432万5,000円につきましては、前年度の繰越金から充てるものでございます。

以上のものにつきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分に付すも のでございます。

令和元年10月30日、一宮町町長、馬淵昌也でございます。 説明については以上です。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第6、承認第1号 令和元年度一宮町一般会計補正予算(第5次)の専決処分につき 承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は承認することに決しました。

◎認定第1号~認定第5号の上程、説明、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第7、認定第1号 平成30年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第2号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 平成30年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第5号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出入歳出決算認定についてを一括議題といたしたいと思います。

本案は、令和元年第3回議会定例会において、決算審査特別委員会に審査の付託をいたしております。閉会中の継続審査に付された決算認定の認定第1号より認定第5号までの審査報告を求めます。

決算審查特別委員会委員長、森 佐衛君。

- ○決算審査特別委員長(森 佐衛君) 令和元年第3回一宮町議会定例会において、閉会中の 継続審査に付された平成30年度決算認定第1号から認定第5号までの5件を、次のように審 査しましたので報告いたします。
 - 1、審査日時、会期、現場踏査。第1日目の審査は、10月28日月曜日午前9時に開会し、会期等を決定した後、審査に必要と判断した次の3カ所について、午前9時20分から午前10時25分まで現場踏査をいたしました。①上総一ノ宮駅東口及び東側駅前広場、②中央ポンプ場、③一宮小学校屋上運動場の3カ所です。

その後、午前10時45分から一般会計ほか特別会計の歳入歳出決算の審査を、総務課、教育課、オリンピック推進課、税務課、産業観光課、農業委員会の順に行い、午後3時35分に散会いたしました。

第2日目の10月29日火曜日は、午前9時から住民課、都市環境課、企画課、秘書広報課、 福祉健康課、子育て支援課、保育所の順で審査を行い、午後2時30分に全て終了いたしまし た。

- 2、前年度の要望事項。昨年は議員改選の年であり、委員会付託せず、本会議で審議し採 決を行ったため、要望事項はありません。
- 3、審査の状況。審査に当たっては、歳入が適正に確保されているか、新規事業の執行状況はどうであったか、不用額の大きなものはどのような理由によるものかなど、予算が適正に執行され、限られた財源を有効に活用し、住民ニーズに応えたものであるかに着目しながら審査を進めました。

認定第1号 平成30年度一宮町一般会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は48億3,571万3,422円で、対前年1.2%減となっており、歳出は45億8,366万7,591円で、対前年1%増であります。増額の大きな要因は、上総一ノ宮駅東口開設詳細設計委託料、土地改良施設維持管理適正化事業のほか、一宮小学校屋外運動場整備工事などの増加等によるものでありました。

審査では各課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑及 び質疑に対する回答は別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決の 結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第2号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳 入は15億8,565万1,323円で、対前年14%減となっており、歳出は15億3,772万7,379円で、対 前年12.1%減であります。被保険者数が減少し、総所得金額が減少したことにより、保険税 が減少しております。また、平成30年度から国保財政運営の主体が県に移行しましたが、医 療費の増加は後の納付金としてはね返ってきますので、今後も医療費の抑制に努めながら、 県に移行された効果等、状況を見守っていきたいとのことでした。

審査では住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑 及び質疑に対する回答は、別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採 決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第3号 平成30年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は10億5,330万1,939円で、対前年0.6%減となっており、歳出は10億3,197万7,635円で、対前年1.3%減であります。減少の主な要因は、介護給付費準備基金への積立額の減少や、3年に一度策定する介護保険事業計画策定委託料などの減によるものです。また、各介護サービス利用件数も年々増加傾向にあるため、介護予防の充実を図り、新たな認定者をふやさないことなど、今後もさらなる介護給付費の抑制に努めるとのことでした。

審査では福祉健康課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された

質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、 採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第4号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳入は1億4,771万41円で、対前年5.3%増となっており、歳出は1億4,765万9,441円で、対前年5.2%増であります。増加の主な要因は、被保険者数の増加により納付金が増加したとのことでした。

審査では住民課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された質疑 及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、採決 の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

認定第5号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の概要ですが、歳 入は9,928万1,942円で、対前年0.1%減となっており、歳出は9,584万5,048円で、対前年 1.7%増であります。増額の主な要因は、東浪見地区施設管理事業の高圧受電改修工事や、 人孔調整工事などの増加によるものでありました。

審査では産業観光課の説明を受け、質疑を行いながら進めました。なお、審査で出された 質疑及び質疑に対する回答は別紙のとおりです。質疑後、討論に入りましたが討論はなく、 採決の結果、全員賛成により原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、最後に町に対して次のとおり3点の要望がありました。

1つとして、全ての会計において収入未済額があります。一部の項目では収入未済額が減少するなど、担当者の努力がうかがえますが、毎年増加をしているものもあります。負担の公平性を確保する上からも収入未済額の解消は重要であり、納入者の生活実態等を十分考慮した上で、収入未済額の解消に努められるよう要望する。

2つ、学童保育事業は指導員の確保に大変苦労されていると聞く。学童保育を推進していくためには指導員の確保は重要であり、子供たちの安全・安心のため、十分な受け入れ体制が整えられることを要望する。

3、町の各公共施設(公民館、学校、ポンプ場、農業集落排水処理施設など)は、老朽化が進んでおり、今後、改修、改築等に多額な経費が見込まれます。厳しい財政状況を考慮すれば、一度に整備、改修していくことは困難であり、優先順位を見きわめ、計画的に整備されることを要望いたします。

令和元年12月6日、決算審查特別委員会委員長、森 佐衛。

一宮町議会議長、小安博之様。

以上です。

○議長(小安博之君) ご苦労さまでした。

決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。ただいまの委員長報告には、別冊で審議中に出された質疑応答が詳細 に記載されておりますので、委員長報告に対する質疑を省略して、直ちに討論、採決するこ とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、質疑を省略いたします。

これより認定第1号から認定第5号までの討論及び採決に入ります。

初めに、日程第7、認定第1号 平成30年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

13番、鵜野澤一夫君。

○13番(鵜野澤一夫君) 13番、鵜野澤です。

私は平成30年度一宮町一般会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論いたします。

理由は、QS6000のサーフィン大会の補助金の捻出方法であります。大塚実海と緑の基金条例を改正してまで、約2,000万円を補助金として捻出したもので、馬淵町長は故大塚実元会長の遺志であると誤った解釈を述べて予算に踏み切ったものでした。また、大会そのものについても、十分な根拠を持って町や町民に還元することを見込んだ計画に基づいた事業とはなっていませんでした。大会決算の報告内容についても不明確な部分があります。それにもかかわらず、本年度も再び補助金約1,000万円を支出することになりました。

よって、平成30年度一宮町一般会計歳入歳出決算について反対いたします。 鵜野澤一夫です。

○議長(小安博之君) ほかに、討論はありますか。

10番、吉野繁徳君。

○10番(吉野繁徳君) 10番、吉野です。

平成30年度の一宮町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論します。

初めに、歳入を見ますと、財源の根幹をなす町税の固定資産税の評価替えの影響もあるものの、前年度に引き続きまして14億円台に推移したほか、もう一つの柱である地方交付税の減少などから、各種基金の有効活用による財源補塡が図られております。これは執行部の財源確保への努力が十二分に伝わって、うかがえるものであります。

次に、歳出でございますが、少子高齢化に伴う社会保障費の肥大化など大変厳しい中、財政環境の中、子供たちの成長、環境を一層著しく充実させるため、いちのみや保育所整備事業の着手や、一宮小学校屋外運動場の整備事業のほか、一宮排水機場ポンプ整備事業を初めとする災害対策、さまざまな事業が展開されております。さらに、東京2020オリンピックサーフィン競技大会開催に向けまして、サーフィン大会の補助を初めとする東京五輪準備事業は、大会の成功につながる必要不可欠なものであります。大会終了後の町の活性化と持続的な発展につながるものとして、大きな役割を果たすものと推察いたす次第でございます。

このように、厳しい中で着実に、安全に、安心なまちづくりを進めておられる。総合的に 見ましても、多様化する住民ニーズに十分に配慮され、限りある財源が有効に生かされてい るものであります。そして、十分に評価できるものと思っております。私は、本決算認定に ついて賛成するものであります。

最後に、今後の健全財政の堅持と行政発展に、より一層にご尽力をされますことを願います。私の決算認定に対する賛成討論といたします。

終わります。

○議長(小安博之君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第7、認定第1号 平成30年度一宮町一般会計歳入歳出決算認定についてを 採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 起立多数。よって、認定第1号 平成30年度一宮町一般会計歳入歳出 決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

これより日程第8、認定第2号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

(発言する者なし)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第8、認定第2号 平成30年度一宮町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決

算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 全員起立。よって、認定第2号 平成30年度一宮町国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより日程第9、認定第3号 平成30年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第9、認定第3号 平成30年度一宮町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 全員起立。よって、認定第3号 平成30年度一宮町介護保険特別会計 歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより日程第10、認定第4号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第10、認定第4号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 全員起立。よって、認定第4号 平成30年度一宮町後期高齢者医療特

別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

これより日程第11、認定第5号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第11、認定第5号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

お諮りいたします。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 全員起立。よって、認定第5号 平成30年度一宮町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに決定しました。

会議再開後1時間5分経過しましたので、ここで20分程度の休憩といたします。

休憩 午後 3時41分

再開 午後 4時00分

○議長(小安博之君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第12、議案第1号 一宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償 に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) 議案第1号 一宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について。

議案つづりの12ページをごらんください。

一宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を次のように制定する。

それでは、条例の内容についてご説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、現在、臨時的任用職員や非常勤職員の適正な任用を確保

することなど、働き方改革の重要な基盤として、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が平成29年3月7日閣議決定、同年5月17日公布、令和2年、来年でございますが、4月1日に施行することに伴い、現行の一宮町一般職の臨時的任用職員及び非常勤職員の給与及び勤務条件に関する規則にかわり、会計年度任用職員の勤務条件などを規定するため、条例を制定するものでございます。

これまで各地方公共団体により、行政需要の多様化に対応し、さまざまな法的根拠で任用されてきた非常勤職員等について、今回の法改正の施行により、全国的に統一された制度に基づく任用に移行することとなります。

現在、町の非常勤職員等について、原則この制度へ移行することとなり、厚生労働省の示す同一労働同一賃金の観点から、常勤職員と同様に基本給の設定や再度の任用時の昇給、期末手当を初めとする諸手当が新設され、勤務条件など処遇改善が図られることとなります。

現在、町では、非常勤職員として学校調理員、用務員を初め、学童保育の支援員や新にこにこサービスの事務員や運転手など約100名の非常勤職員を雇用しており、令和元年度の当初予算で約9,300万円であった非常勤職員等の人件費が、今回の会計年度任用職員制度に移行することに伴い、令和2年度の人件費については現在約9,930万円と試算され、約630万円の増加が見込まれます。

なお、この法律の施行については、附則としてこの条例は令和2年4月1日から施行する ものでございます。

続きまして、条例の中身についてご説明申し上げます。

まず、第1条については、この条例の趣旨をうたったもので、給与及び費用弁償に関する 必要な事項を定めるものでございます。

続きまして、第2条については、定義でございます。この条例における各号に掲げる用語 の定義を、各号にて定めるものでございます。

13ページでございます。3条において会計年度任用職員の給与、フルタイムとパートタイムに分かれる会計年度職員について各給与、特殊勤務・時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、当直手当及び通勤手当など、また報酬、期末手当などを定めるものでございます。

第4条は、その給料でございます。フルタイムの会計年度の給与については、一宮町一般 職員の給与に関する条例第3条第3項の規定を準用するものでございます。

続きまして、第5条、職務の級についてでございます。フルタイムの会計年度職員につい

てはその職務はその職ごとに、その複雑困難及び責任の度合いに基づいて、各条例において 準用する項目を当てはめるものでございます。同じく、フルタイム会計年度職員の給与につ いては、前項の級別基準職務表に従って任命権者が決定するというふうになっております。

第6条は、給料に対して新たに号給を定めるもので、新たに給料表の適用を受けるフルタ イムの会計年度任用職員となったものの号給は、規則で定める基準に従って任用権者が決定 するものでございます。

第7条については、給料の支給についての定めでございます。

おめくりいただきまして、14ページでございます。

第8条におきましては、特殊勤務手当となります。給与条例第12条の規定は、フルタイム の会計年度任用職員について準用するものでございます。

第9条につきましては、時間外勤務手当の記載でございます。給与条例第14条第1項、第3項、第4項及び第5項の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用するものでございます。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与の条例の規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読みかえるものとするということでございまして、各条例の中欄、右欄がございますので、そちらをごらんください。

では、15ページになります。

第10条におきましては、休日勤務手当の規定でございます。給与条例第15条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用するということでございます。これも先ほどと同じように、表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表、中欄に掲げる字句はそれぞれ同表の右欄に掲げる字句に読みかえるものとするものでございます。15条の読みかえについて表で記載したものでございます。

続きまして、第11条は夜間勤務手当の規定でございます。給与条例第16条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用すると。この場合において同条中、正規の勤務時間とあるのは、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間と読みかえるものとするものであります。

続きまして、第12条については各給与に対する端数の計算方法にかかわるものでございまして、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとするものであります。

続きまして、第13条は期末手当を記載しているものでございます。給与条例第19条から第 19条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用するも のでございます。

続きまして、第14条は当直手当でございます。給与条例第20条の規定は、フルタイム会計 年度任用職員について準用するものであります。

続きまして、第15条通勤手当、これも同じく給与条例第22条の規定は、フルタイム会計年 度任用職員について準用するものであります。

続きまして、第16条におきましては、勤務1時間当たりの給与額の算出について書かれております。第9条において準用する給与条例第14条、第10条において準用する給与条例第15条及び第11条において準用する給与の条例、第16条並びに次条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから、規則で定める時間に減じたものを除して得た額とするものでございます。

第17条については、給与の減額について書かれたものでございます。

ここまでがフルタイムの会計年度任用職員についての条文になり、第18条以下はパートタイムの会計年度任用職員の報酬に定める条項となります。

まず、第18条におきましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬について定めるものでございます。

それでは、続きまして18、19ページをごらんください。

ここからがフルタイムと同じように、パートタイムの各報酬等に関する記載でございます。 まず、第19条については特殊勤務に係る報酬、第20条については時間外勤務に係る報酬で ございます。

続きまして、19ページでございます。

第21条、ここは休日勤務に係る報酬の記載でございます。

続いて、第22条については夜間勤務に係る報酬となっております。

続きまして20ページ、第23条におきましては、これは同じく報酬の端数計算を記載したも のでございます。

また、第24条については、期末手当でございます。こちらは同じように給与条例第19条から第9条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用するものでございます。ただし、ここに括弧書きで書いておりますように、1週間当たりの勤務時間が著しく短いものとして規則で定めるものは除くということになっております。

続きまして、21ページをごらんください。

第25条につきましては、報酬の支給についての記載でございます。報酬は月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給するものであります。

第26条におきましては、勤務1時間当たりの報酬額の算出でございます。第20条から第22 条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に 定める額とするということで、各1、2、3ということで、額の報酬が書かれております。

続きまして、第27条につきましては、報酬の減額についての記載でございます。

続きまして、22ページの第28条については、通勤に係る費用弁償、第29条については公務のための旅行に係る費用の弁償、30条については給与からの控除でございます。

31条につきましては、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与でございます。これはこの条例の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤勤務を要する職を占める職員と権衡及びその職務の特殊性を考慮し、任命権者が別に定めるとなっております。

続いては、第32条については、委任の規定でございます。

最後に、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

なお、その次の表につきましては、第5条に関係する別表でございまして、級別の基準職務表 (1) から (3) でございます。

説明は雑駁でございますが、以上でございます。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第12、議案第1号 一宮町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第13、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

議案つづりの24ページをごらんください。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例を次のように制定する。

今回、その内容についてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、先ほどご説明いたしました議案第1号 一宮町会計年度任用職員 の給与及び費用弁償に関する条例の制定に伴い、関連条例の一部について必要な改正を行う ものでございます。

まず、第1条といたしまして、一宮町職員定数条例の一部を次のように改正するものでございます。ここから29ページ第13条までは、各条例の一部改正と字句の整理でございます。

なお、附則といたしまして、この条例は2年4月1日から施行するものであります。

では、24ページをごらんいただきまして、第2条につきましては一宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正で、字句を追加等改めるものでございます。

第3条におきましては、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正を行うもので、第3条において追加をし、また改めるものでございます。

第4条については、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するものでございまして、各項目の追加及び改正等でございます。

第5条につきましては、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正でございまして、一部を加え、改正をするものでございます。

第6条につきましては、一宮町職員の勤務時間、給与等に関する条例の一部改正で、18条を改めるものでございます。

続きまして、第7条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございますが、この条 例の中についての字句の改正及び追加をするものでございます。 続きまして、26ページをごらんください。

第8条、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行う もので、一部を改正及び字句の改めを行うものでございます。

続きまして、第9条、28ページをごらんください。

第9条におきましては、一宮町一般職員の給与に関する条例を次のように改正するもので、 端数の計算の改めを行うものであります。

続きまして、第10条、これは一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部改正で、第1条中 「職員」の次に、条文を加えるものでございます。

第11条につきましては、一宮町ティームティーチング担当非常勤講師設置条例の一部改正を一部削除を行い、第4条を改めるものでございます。また、あわせて第5条も改正するものであります。

続きまして、第12条、一宮町保育条例の一部改正を行うもので、第2条の項目を改めるものであります。

最後に、第13条といたしまして、一宮町営住宅管理条例の一部を改正するもので、第41条 を削除するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第13、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

[◎]議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第14、議案第3号 令和元年度一宮町一般会計補正予算(第6 次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それではお手元の議案つづり、32、33ページをごらんください。 令和元年度一宮町一般会計補正予算(第6次)。

令和元年度一宮町の一般会計補正予算(第6次)は次に定めるところによる。

まず、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,823万3,000円を追加し、歳 入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億5,317万8,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。 それでは、まず、35ページをごらんください。

第2表、債務負担行為の補正からご説明申し上げます。

第2表、債務負担行為の補正でございますが、追加事項として東京五輪準備事業、期間は 令和2年度、限度額として204万円でございます。

それでは、補正内容につきましては、歳出のほうからご説明申し上げますので、40、41ページをごらんください。

今回の補正につきましては、大きなものは19号の台風及び10月25日の大雨による災害等が 中心で、その他必要なものを補正するものでございます。

右側の説明欄を中心に、そこを説明させていただきます。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費、このうち庁舎維持管理費でございますが、需用費、修繕料といたしまして24万2,000円、これにつきましては現在、社会福祉協議会が入っております分庁舎のサッシが、強風により目地から雨漏りが行うということで、この修繕を行うものでございます。

続きまして、町有財産管理運営費、まず委託料、雑木伐採委託料49万5,000円につきましては、台風による雑木の倒木、これは町有地からの倒木でございますが、これの撤去に関する費用でございます。

続きまして、工事請負費、プレハブ撤去工事27万5,000円、これにつきましては老女子の 町有地にあるプレハブが今回の台風により壁が大きく破損したもので、危険であることから これを撤去するものでございます。

続きまして、11目交通安全対策費、このうち原材料費で、カーブミラーでございます。今 回の15号、19号の台風によって破損したミラーを交換したため、在庫が不足していることか ら8万4,000円を新たに計上するものでございます。

続きまして、2款総務費、4項選挙費、4目千葉県議会議員選挙費でございます。これにつきましては、償還金利子及び割引料、県委託金返還金として88万1,000円でございます。これは選挙がなかったことにより、交付額より支出が少なかったため、その分を県に返還するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、2目障害福祉費でございます。まず、地域生活支援事業といたしまして委託料、これは地域生活支援事業委託料でございまして59万5,000円、これは手話通訳の利用回数が当初より増加したため、予算の不足が見込まれることから追加するものであります。

続きまして、重度心身障害者(児)医療給付助成事業でございますが、このうちの役務費、手数料でございますが $1 \, \overline{ 51}$,000円、扶助費につきましては重度心身障害者医療助成費ということで $100 \, \overline{5}$ 円でございます。これは対象者の受診回数が当初より増加、予算増が見込まれるためでございます。この審査等の手数料で $1 \, \overline{51}$,000円をあわせて補正するものでございます。

続きまして、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。このうちまず、子ども・子育て支援対策事業、需用費、消耗品費といたしまして8,000円、これは法律改正等による加除の対象の本がふえたため追加するものでございます。

2目児童措置費、これについては、ひとり親家庭等支援事業でございます。扶助費といた しまして、ひとり親家庭等医療助成費62万7,000円でございます。これにつきましても、対 象者の医療実績が当初より増加したため、予算の不足が見込まれることから追加で計上する ものであります。

4目児童福祉施設費、これは保育所運営費、工事請負費となります。警備保障設備増設設置工事、9万1,000円でございます。これは現在増設しているいちのみや保育所のセンサーを2カ所新たに追加してつけるものでございますが、当初の設計に計上漏れがあったものですから、追加で計上するものでございます。

続きまして、3款民生費、3項災害救助費、1目災害救助費、これは委託料といたしまして、応急修理業務委託料として300万円、これは災害救助法対象となる応急修理に対しての

補助金で、30万円で10件を見込みまして300万円でございます。なお、このお金については 10分の10、国の補助対象となります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費、これは予防接種事業でございます。41万 6,000円。

次のページをごらんください。42、43ページでございます。

まず、役務費といたしまして、通信運搬費3,000円。続きまして、扶助費としてワクチン接種費助成事業、今回のロタウイルスの任意接種費用の助成を行うものでございまして41万3,000円、この助成決定通知等における通信運搬費として3,000円をあわせて補正するものでございます。

母子保健事業、委託料、副本登録対応化委託料でございます。116万5,000円、これにつきましては、法改正に伴いデータのレイアウトが改正になることから、システムの改修が必要となるものであり、これについては3分の2が国の補助となっております。

4目医療対策費、これにつきましては高校生等医療費助成事業であります。扶助費といた しまして、高校生等医療助成費59万2,000円でございます。これにつきましても、対象者が ふえ、予算の不足が見込まれることから追加するものでございます。

5 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、これは負担金補助及び交付金でございます。強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災農業者支援型)1億3,500万円でございます。これは台風15号による被災農業施設への支援で、60人分を見込んでいるところであります。

続きまして、7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費、道路維持管理事業でございますが、工事請負費といたしまして、町道維持補修工事300万円でございます。これは9月に補正をしていただいたところでありますが、台風や大雨によって災害補助等の対象とならない小さな工事が発生したことから、その使用をしてしまったため、予算の不足が見込まれることから、追加で補正するものでございます。

同じく7款土木費のうち、4項都市計画費、1目都市計画総務費でございます。都市計画 事務運営費といたしまして需用費、印刷製本費26万6,000円。これにつきましては、一宮町 の地形図1万分の1と2万5000分の1の在庫が不足していることから、増刷するものでござ います。

同じく、建築指導事務運営費でございます。負担金補助及び交付金、被災住宅修繕緊急支援事業補助金として1,280万円でございます。これについては、一部損壊の住宅への支援事

業でございまして、130件分を見込んでおります。

続きまして、都市下水路費、都市下水路維持管理事業、委託料として除塵機設備健全度診断・更新実施設計委託料180万円でございます。現在行っている監視設備の設計及び沈砂池の設備の撤去設計において、当初の設計からこれが落ちておりましたことにより、追加で補正するものでございます。

同じく7款土木費のうち、5項住宅費、1目住宅管理費、これは町営住宅の管理事業でございますが、需用費、修繕料といたしまして20万円。今回の台風15号、19号により修理が増加、結果、予算不足が生じるおそれがあることから、追加で補正をするものであります。

8 款消防費、1 項消防費、4 目災害対応費でございます。まず、災害対応費といたしまして、職員の手当、職員各種手当119万3,000円につきましては、一般職及び管理職の時間外と 夜間勤務手当となります。需用費のうちの消耗品については、おにぎり、パン等で3万3,000円、役務費といたしまして9万6,000円については、避難所の毛布のクリーニング代でございます。

続きまして9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費のうち、東浪見小学校管理運営事業でございます。まず、役務費のうちの手数料として47万9,000円、現在、東浪見小で使用しているパソコンのOSがウインドウズ7でございますが、サポートが来年1月に終了するということでございまして、アップデートを行うもので、42台分でございます。

続きまして、備品購入費、学校管理備品として42万4,000円です。これについては東浪見小で使用しているファイルサーバーが故障しておるため、新たにネットワークアタッチトストレージを導入するものでございます。

続きまして、一宮小学校管理運営事業、この需用費、修繕料でございます。16万7,000円、これは浄化槽の散気管が破損しており、現在曝気ができない状態となっておりますので、これを修繕するもので、10月の点検時に発見されたものでございます。

続きまして、役務費といたしまして手数料84万2,000円につきましては、東浪見小と同じ く一宮小で使っていますパソコンのOSのアップデートのお金で、115台分となります。

9款教育費、4項社会教育費、2公民館費でございます。まず、公民館管理運営費といたしまして事業費、光熱水費として32万9,000円。避難所として使用したことや、その他使用状況により、電気料、ガス代等が予算不足が見込まれることから、追加で補正するものでございます。委託料として、受電設備調査設計委託料でございます。現在公民館の受電設備については20年以上経過しており、耐用年数を超えていることから、これを全部を交換します

と1,000万以上かかるということで、今後、調査を行って、最小限の修繕で行える可能性があるかどうかを確認する委託料で、136万4,000円でございます。

最後に、備品購入費といたしまして、公民館備品。現在3台ある炊飯器のうちの1台の作動が不良となっておりますので、仮に避難所として運営する場合、ご飯が炊けない状況が見込まれることから、新たに1台分を追加するもので3万3,000円となっております。

同じく9款教育費のうちの5項保健体育費でございます。2目臨海運動公園費といたしまして、臨海運動公園管理運営費、まず需用費のうちの修繕料61万5,000円につきましては、野球場の時計が破損、またファールポールが台風で一部倒れたりしておりますので、この補修を行うものでございます。

同じく工事請負費、フェンス撤去工事でございます。11万円でございます。テニスコート ナンバー5のフェンスが台風で倒壊しており、ただし、このナンバー5については現在コートとして使用していないため、これはフェンスを撤去するものでございます。

それでは、38、39ページにお戻りください。歳入についてご説明申し上げます。

まず、15款国庫支出金、2項国庫補助金でございますが、まず、3目衛生費国庫補助金については77万6,000円、母子保健衛生費国庫補助金、これは先ほども支出のほうでありました副読本のシステム改修費に関する国の分でございます。

同じく4目土木費国庫補助金、都市計画補助金として550万円。これにつきましては、防 災・安全施設社会資本整備総合交付金(建築物安全ストック形成事業)でございます。これ は被災住宅の修繕の緊急支援事業としての国分でございます。

16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、まず、2節として児童福祉費負担金として56万8,000円。これについては、子育てのための施設等利用給付金の県費負担金でございます。なお、この歳出につきましては、9月のほうで補正済みでございます。

4節災害救助費負担金300万円、これは歳出でございましたように応急修理の業務で、10 分の10国の補助金でございますので、300万円計上でございます。

同じく16款県支出金、2項県補助金、まず2目の民生費県補助金でございますが、1節として社会福祉費補助金81万8,000円。これは重度心身障害者(児)医療給付改善事業の補助金50万5,000円及びひとり親家庭等医療費等助成事業補助金として31万3,000円で、合計いたしまして81万8,000円となります。

4 目農林水産業県補助金の1節農業費補助金でございますが、1億500万円でございます。 これは強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災者農業者支援型)の補助事業に対する 県分でございます。

続きまして、6目土木費県補助金、1、都市計画費補助金、474万円でございます。これ につきましては、住宅・建築物の耐震化サポート事業補助金でございますが、これは被災住 宅の一部損壊の補助に対する県分でございます。

最後に、20款として繰越金、1繰越金、4,783万1,000円。国支出金、県支出金等を合わせてなお不足する分につきましては、前年度繰越金から充てるものでございます。

説明については以上でございます。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番(藤乗一由君) 8番、藤乗です。

債務負担行為についてちょっとお伺いしたいんですけれども、来年度支出の予定となるということで204万円ということなんですが、先日の資料、説明によりますと、学校連携観戦チケットとして、オリンピックのチケットを児童生徒に割り当てるということですが、県のほうからも550枚ですから111万円程度の予算を出して、不足分を町でということがこの予算ということでお聞きしました。

県のほうからは、資料によりますと、目的としましてより多くの子供たちに会場観戦を通してスポーツのすばらしさや、世界中の人々と交流することの楽しさを体験し、一生の財産として心に残る機会を提供するというふうにありますし、対象が東京都その他会場所在地となっているので、念のためお伺いしたいという部分もありますが、他の競技の場合でも同様な扱いになって、ほかの自治体でも同様に県のほうからの助成があるというような形になっているものなのか、どうなのか。

また、その他の自治体の場合には、当然、一宮のように対応しているところもあるかとは 思うんですけれども、その辺のところは予定としてでしょうけれども、どうなんでしょうか ということが2つ目。

それから、県からこの目的に沿った町での対応ということで、何らかの指示とか、こういう方向で進めてほしいと、これは当日の観戦だけではなくて、事前あるいは事後にこの目的に沿ったように何らかの具体的なことをやってほしいというようなものがあるのか、どうなのか。あるいは、町としては独自にそういった目的に沿って、何らかの対応、方向性を今練っているところか、あるいは今現在具体的な計画があるのかというところをお聞きしたいの

ですが。

○議長(小安博之君) 答弁を求めます。 高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長(高田 亮君) ただいまの藤乗議員のご質問ですけれども、他の自 治体というか、千葉県内の他の市町村に対して、同じような条件、競技はサーフィンに限り ませんが、同じような条件で希望を募っております。当町としてはいたしましては、サーフィン競技会場ですので、サーフィン競技を限定して希望いたしました。

他の市町村が何を希望したかはちょっと情報は入っていませんけれども、同じように希望している団体もあると思います。県から特にこのチケットに関しての指示というものは、あくまでも学校関連観戦チケットということで、当町の児童生徒に限るということがまず大前提で、それに関するオリンピック関係の教育に関しましては、当町は3校ともオリンピック推進校か何かに指定されていまして、今現在も教育を施していますので、その教育を受けた中で、さらに観戦をしていただくということになろうかと思います。

以上です。

○議長(小安博之君) ほかに質疑はありませんか。 8番、藤乗一由君。

- ○8番(藤乗一由君) おおよそわかりました。よその事情とかわかる範囲で、時間もありますので、調べておいていただけるとありがたいと思います。また、ただ単に見られてよかったねということで終わることのないように、それなりに予算をつけますので、余り学校等に負担になり過ぎないという程度の範囲で、それなりに十分生かすような対応をしていただきたいと思います。
- ○議長(小安博之君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第14、議案第3号 令和元年度一宮町一般会計補正予算(第6次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第15、議案第4号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計 補正予算(第2次)議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長(鎗田浩司君) それでは、議案第4号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別 会計補正予算(第2次)議定についてご説明いたします。

議案つづりの50ページをお開きください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万7,000円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ14億8,694万1,000円とするものでございます。

それでは、歳出よりご説明をいたします。

56、57ページをお開きください。

上段の1款1項1目国民健康保険運営事務費の15万5,000円につきましては、電算システムの改修委託料でございます。こちらでございますが、今年5月に健康保険法等の一部改正がありまして、医療保険のオンライン資格確認システムが令和3年3月から導入されることになりました。医療機関や薬局の窓口で、マイナンバーカードや保険証を使用しまして、加入者の資格情報等をオンラインで確認できるようにするものでございます。導入に向けての対応に伴い、国保電算システムの改修が必要となりますので、補正するものでございます。

次に、その下、8款1項7目特定健康診査等負担金、償還金37万2,000円につきましては、 特定健診保健指導に関する前年度分の国・県負担金の精算に伴います返還金でございます。

次に、歳入になります。

54、55ページをお開きください。

上段の6款繰越金につきましては、特定健康診査等負担金の返還金等に対応するため、前 年度繰越金から充当するものでございます。

また、その下、9款国庫支出金につきましては、国保電算システムの改修費用に対し、端数分を除き国から交付されるものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。 これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第15、議案第4号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2次) 議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、採決

○議長(小安博之君) 日程第16、同意案第1号 固定資産評価審査委員の選任につき同意を 求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長(馬淵昌也君) 同意案第1号 固定資産評価審査委員のご同意をいただく件について ご説明を差し上げます。

今回ご同意をお願いする方は、一宮町新地の細谷俊夫さんであります。細谷さんにつきましては、平成22年12月22日から固定資産評価審査委員を務めていただき、今回4期目を引き続きお願いいたしたく存ずるものであります。細谷さんのご経歴につきましては、お手元の資料でご確認をお願いいたします。

選任の理由でございますが、細谷さんは平成11年8月に宅地建物取引士証を取得し、現在 も不動産取引業務を中心とした事務に従事されています。このようなことから、固定資産評 価審査委員に適任と思われますので、再度ご同意をお願いいたしたく存ずるものであります。

任期は、令和元年12月22日から3年間です。

よろしくお願い申し上げます。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。 お諮りいたします。細谷俊夫さんを固定資産評価審査委員とすることに賛成の諸君は起立 願います。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 起立全員。よって、細谷俊夫さんを固定資産評価審査委員に同意する ことに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(小安博之君) 以上で、本定例会の案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、令和元年第4回一宮町議会定例会を閉会いたします。 本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 4時49分